

午前10時1分 開会

議長（堀口武視君） ただいまから平成16年第2回泉南市議会定例会を開会いたします。

出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

本定例会には、市長以下関係職員の出席を求めています。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により議長において6番 東 重弘君、7番 市道浩高君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日6月21日から6月29日までの9日間といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（堀口武視君） 御異議なしと認めます。よって会期は、本日6月21日から6月29日までの9日間と決定いたしました。

次に、市長から開会に当たりあいさつのため発言を求めていますので、これを許可いたします。向井通彦君。

市長（向井通彦君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、平成16年第2回泉南市議会定例会の開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、平素より本市の発展並びに市民の福祉の向上に御尽力をいただくとともに、市政全般にわたりまして御理解、御協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、本議会には、平成16年度大阪府泉南市一般会計補正予算など議案10件と報告10件を御提案させていただいております。何とぞよろしく御審議をいただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（堀口武視君） 次に、日程第3、一般質問を議題といたします。

この際申し上げます、本定例会における一般質問の各質問者の持ち時間については、その答弁も含め1人1時間といたします。

これより順次一般質問を許可いたします。

まず初めに、2番 竹田光良君の質問を許可いたします。竹田議員。

2番（竹田光良君） 皆さんおはようございます。公明党の竹田でございます。

今回、光栄にもくじ運に恵まれまして、はえあるトップバッターとして一般質問をさせていただきます。少々緊張しておりますが、最後まで元気いっぱい頑張っておりますので、御清聴よろしくをお願いいたします。

さて、去る6月1日に、長崎県佐世保市の小学校におきまして、6年生の女子児童が同級生をナイフで切りつけ死亡させるという本当に痛ましい事件が起きました。被害に遭われた御手洗怜美さんに対しては、御冥福をお祈り申し上げます。

本事件は、長崎県佐世保市東大久保町の同市立大久保小学校で発生し、加害者、被害者が同級生であり、ともに仲のよいクラスメートで同じクラブにも所属しておりました。それが一転、所持していた刃物、カッターナイフで切りつけ死に至らしたという言語に絶する事件となりました。

一体なぜこのような惨劇が起きたのか、この少女に何が起こったのか、今、全力で事件の解明に取り組んでいるようですが、二度とこのような悲しい事件が起きないように、私たち大人の責任は大きいものと思われまます。

今、子供たちに危険が迫っております。あの校内に侵入してきた男に児童8人が殺害された大阪教育大附属池田小学校の事件は、3年たった今でも当時の衝撃は鮮明に思い出され、関係者に深く大きな傷を残したままとなっております。

郊外におきまして、熊取町の吉川友梨ちゃんに代表されるような子供をねらった連れ去り事件が昨年では415件も発生しているとのことで、過去最悪の数字であり、地域住民やPTAによる巡回パトロールや、全児童に防犯ブザーを配布し、通学路の安全確保が重要な課題になってまいりました。

また、そのほかにも幼児虐待や学校内外におけ

る児童による犯行や薬物の問題等、社会が抱える青少年問題がこれほどまでに難しく極めて危険な状況というのは、かつてない深刻さを感じます。また、それが社会全般における共通した認識ではないでしょうか。

子供の安全を確保するためには、教育委員会を初め関係団体の方々には、大変な努力をなされているものと思われます。しかし、今やこの問題については関係者だけでなく、社会全体として、まさに我々大人の責任として取り組まなければならない問題であると思われます。

我が国はこれから急速な少子・高齢化社会を迎えます。次の日本を、世界を担う子供たち一人一人の大切さや、生命の大切さや重さを教えていく教育の原点に立ち返る必要があるのではないかと思います。また、子供たちが真に安全で健やかに育つことのできるすばらしい環境を、また社会を形成していかなければならないのではないかと思います。そのためにも私自身微力ではありますが、全力で頑張っただけを改めて決意をさせていただきたいと思えます。

少々前置きが長くなりましたが、それでは通告に従い、質問をさせていただきます。

大綱第1点目は、合併についてであります。

泉州南合併協議会におかれましては、毎月精力的に開催され、先日6月1日に開かれた協議会は第9回目となり、会長初め1号委員、2号委員、3号委員の皆様並びに関係各位の方々におかれましては、本当に御苦労さまでございます。

私もできるだけ傍聴に参加させていただこうと思うのですが、都合によりすべて参加させていただいてはおりません。しかし、大体が午後2時より5時まで、あるいはそれ以上の時間を休憩なしに行われる毎回の協議会には、本当に頭が下がる思いもいたします。

その合併協議会では、いよいよ各種事務事業の取り扱いや、あるいは使用料、手数料の取り扱いや、あるいは地方税の取り扱い等といった住民に密接に関係する事項が協議されております。

当初、膨大な事務事業を初めとする協議事項があり、非常にタイトなスケジュールの中スタートした本泉州南合併協議会ではありますが、現在の進

捗状況はいかがでしょうか。

新市の名称募集の状況や新市建設計画等についてもどんな状況なのか、気になるところではありますが、全体では約何%ぐらいの進みぐあいなのか、具体的に数字で示せるのでしたらお聞かせいただきたいと思います。

次に、住民説明会と住民投票についてであります。

向井市長は、第1回定例会の市政運営方針の中での結びで、「平成16年度は、本市のまちづくりを考えていく上において極めて重要であり、まさしく「泉南市の岐路」を迎える年であると認識いたしております。」と述べられておられます。

泉南市の岐路とは、果たして合併を行うのか、それとも合併せずに単独の道を進んでいくのか、まさしくこの選択が泉南市の岐路ではないかと私は認識しております。その泉南市の岐路を決定づける意味においても非常に重要な今回の住民投票が、当初7月11日の参議院選挙と同時にこのことから、8月22日に正式に決定したわけではありますが、その経過についてお聞かせいただきたいと思います。

また、その住民投票を実施する上で、市民の皆さんが参考にし、直接情報を得る大切な場が住民説明会であると思えます。いよいよ日程も決定されましたが、その日程も含め、何をこの場で市民の皆様提供していくのか、どんなコンセプトを持って臨まれるのかをお聞かせいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

大綱第2点目は、市営3住宅問題についてです。

さて、本市営3住宅問題は裁判の和解後、来年、平成17年3月まで、当初は定期借地権等を含め円満解決に向け努力していくという覚書を交わされ、その動向が注目されておりました。

近々の3月定例会においては、今後も精力的に協議を重ね、より早い時期での円満解決に向け最善の努力をしていきたいとの答弁がございましたが、一方、大阪府を通じて、国土交通省において国・府双方で法的な是非も含めた方策について協議がなされており、近々に一定の方向性、見解が示されるともお話をされておりました。その一定の方向性、見解が本定例会前に産業建設常任委員

会と先日行われました各派代表者会議にて市長から報告がございました。

私はそれをお聞きし、細かな諸事情や問題はさておいても、双方にとって望ましくいい方向性の結論を出されたものと率直に感じるものであります。また、いよいよ円満解決に向けた具体的な光明が見え始めたようにも思われます。

そこで、改めてお聞きします。この市営3住宅問題について、もう一度整理してお聞きしたいという意味からも、これまでの長い歴史や経過がありますが、今回の件も含めて簡潔にもう一度そのあたりの経緯、経過についてお教えいただきたいと思えます。

2点目としては、今回の国・府の決定を見て、来年3月まで余り時間的にも余裕があると思われません。今後の対応はどうされていくのか、先週住民の方たちともお会いしたとお伺いしていますが、そのときの状況等についても話せる範囲で結構ですので、お聞かせいただきたいと思えます。

また、現時点で円満解決に向けての行政の方針についてはどうなのかもあわせてお聞きしたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

大綱第3点目は、悪臭問題についてです。

今、悪臭は本当に悪い状況にあります。これまでも何度も本定例会にて質問をさせていただいたわけではありますが、その都度改善される話が幾つかありましたが、今のところ全く変わりがなく、むしろ以前より悪くなっているように思われます。

泉南市にあっても大阪府においても一定努力をし、最善を尽くしてはいただいておりますが、全く悪臭はおさまるところか、今もって付近の住民の皆様の生活を脅かしております。

この問題は、あの多くの署名数にもあらわれているように、2市1町にわたっての大きな社会問題となっております。一日も早い解決が訪れるようにつくれぬれも願ひするものであります。

そこで、1点目として、さきの厚生消防常任委員会でも報告がありましたが、今回の改善計画について質問をさせていただきたいと思えます。

今回、グリーン産業から大阪府へ提出された改善の計画書は、以前、同委員会並びに公害対策審議会で報告されたものとは違うものになっており

ます。資金面等が大きな理由となっていることと思われませんが、なぜこのように大きく変更されることになったのか。また、具体的に今回の計画では何がどうなり、また本改善計画が履行されれば本当に悪臭がなくなるのか、詳しくお聞かせいただきたいと思えます。

また、今後の方針はどうされていくのでしょうか。来年はいよいよグリーン産業の業務継続の申請更新があります。現在の環境では、業務続行については到底認められないものと考えますが、大阪府とともにどのような方針であられるのか、また今後住民さんへの対応としてはどうされていくのか、あわせてお聞きしたいので、よろしくお願ひいたします。

大綱の4点目は、関西国際空港についてです。

関西国際空港は、開港から本年度10周年に当たります。当初は、日本のハブ空港や眠らない24時間対応可能な空港、また何といたっても沖合い5キロメートル先に人工的に建設された海上空港が話題を呼び、華々しく世界デビューを果たしておりました。

しかし、本年9月で10周年を迎えるに当たり、その関西国際空港は、特に最近では米国同時多発テロや昨年のSARS問題等、世界的・国際的問題の影響から旅客数の減数に伴う国際線の低迷や、国内線においては伊丹シフトの影響で便数の大幅減、また神戸空港の開港に伴う大阪湾3空港時代を迎えるに当たり、非常に厳しい状況が続く、決して楽観視できない10周年であるように思われます。

そこで、今後の関空の浮沈にもかかわる2期事業についてですが、その進捗状況についてお聞かせいただきたいと思えます。

また、このたび連絡橋では、通行料を2段階で期間を設けて値下げを行い、一定の調査を実施するということのようなのですが、この調査は将来連絡橋無料化への足がかりとなるものなのでしょうか。地元の方たちが航空機を利用しないまでも、空港島内へなかなか出かけられない理由に、連絡橋の通行料の高さと駐車場料金の高さがあると思えます。少しでもこれらが値下げされ、空港利用がしやすくなることは大いに結構なことと思えますが、

今後連絡橋料金無料化への動きについてはいかがなものか、お聞かせいただきたいと思います。

また、3点目として、先ほども少々触れましたが国内線の増便対策についてです。もともと関空は伊丹に対して、圧倒的にビジネス客が少ないことが指摘されてまいりました。今回の伊丹シフト並びに国内線の減便はここに起因するものと思われませんが、しかしこのままでは国際線から国内線への乗り継ぎが不便であり、本来の機能が損なわれてしまいます。関西国際空港の国内線増便対策は本当に重要な課題だと思われませんが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

最後に、本年開港10周年を迎えるに当たり、関空はこの10年間において、地元への税収やあるいは雇用問題や、あるいは世界の玄関としての国際化等、またあるいは関空効果によるインフラ整備等々、大きな貢献も一定果たしてきたと思えます。

この先、今後10年について、関空と地元との関係について、これまでのように双方がよい関係については継続し、またこれまでとは景気や社会状況も刻々と変化する中で、新たな関空と地元の関係も必要になるものもあるのではないかと考えますが、非常に抽象的な質問であります。お考えをお聞かせいただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いたします。

以上で壇上からの質問を終わらせていただきます。なお、自席において時間の許す限り再質問をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

皆様、御清聴ありがとうございました。

議長（堀口武視君） ただいまの竹田議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） まず、合併問題について御答弁を申し上げます。

泉州南合併協議会は平成15年11月に設立されまして、第1回協議会が平成15年12月1日に開催され、その後おおむね月に1回、また4月、5月につきましては2回行い、6月1日には第9回目の合併協議会が開催されました。

この間に合併の方式や期日、地方税の取り扱い、特別職の身分の取り扱い、各種事務事業の取り扱

い等多岐にわたっての協議が進んでおります。今後、住民投票に向けて、住民の判断を求めるに必要な税、国民健康保険税、介護保険料、保育料、上下水道料金等の身近な料金のほか、主な事務事業があらかた出そろってまいりますので、これらを総括的に住民説明会においてお示しをしてみたいと考えております。もちろん、それとあわせて将来の新市の建設計画並びに財政シミュレーション等も含めて説明をしていきたいと考えております。

本市では、8月3日から12日まで11回の開催を予定いたしております。7月、8月の広報に掲載して周知を図ってまいりたいと考えております。

また、昨年説明会をいたしましたときにも、この説明会以外に地元から説明を求められたり、あるいは説明に来るよというお話が多数ございましてお伺いしたということがございますので、住民説明会については11回やらしていただきますけれども、あわせて地元、例えば自治会とか、あるいはサークルとか、そういうところからの要請があれば説明をしていきたいと考えております。その上で8月22日の住民投票に臨んでいきたいと考えております。

次に、住民投票の日にちの件でございますけれども、当初7月11日に参議院選挙が行われますので、できればそれに合わせたいという考えで合併協議を進めてまいりましたが、先ほど言いましたようないろんな公共料金あるいはサービスの水準等の調整が若干おこなわれてきたということもございまして、また財政シミュレーション、新市建設計画についても、それを受けて策定しなければならないという関連性がございまして、全体として若干おこなってまいりました。

そこで、住民投票を実施いたします2市2町の市長、町長で調整いたしました結果、7月11日の住民投票は、やっぱり住民の皆さんの判断材料が出そろうというのはちょっと困難ではなかろうかということで一致をいたしまして、合併協議会の日程も見据えまして、8月22日の日曜日に実施をするということにいたしましたところでございます。

次に、市営3住宅についてでございますけれども、これはもともと当時の泉南市といたしましては、木造市営住宅を譲渡するという考えのもとにスタートしたものでございますけれども、今残っております3住宅につきましては、さまざまな事情があって現在まだそういうことはなされなくて、公営住宅として管理をしてきたところでございます。

また、昭和50年には当時の建設省の方から、3大都市圏については建てかえをすべきであるということで、払い下げについては一定できないという通達も出たところでございます。その後長い歴史を刻んできたわけでございますけれども、本市においてもそういうことから建てかえということ的前提にマスタープラン等を策定してきたところでございますけれども、入居者の皆さんから強い払い下げの希望があり、また裁判を提起されたという経過がございました。

御承知のように裁判については、一定和解をさせていただきました。それと同時に、来年の3月末までに双方円満解決に向けて努力するという覚書を交わささせていただいたところでございます。

その後、大阪府を中心にさまざまな経過、あるいは今までの経緯も含めましてお話をさせていただいて、定期借地等も含めた中で解決の糸口を探ってきたところでございますけれども、今回大阪府が国土交通省に強く働きかけをしてきた中で、国土交通省も一定の理解を示しまして、今回の回答があったところでございます。

ただ、定期借地につきましては、入居したままでの定期借地ということについては、やはり手続上法的に問題があって、それはちょっと認められないというお話がございました。しかし、長い経過あるいは裁判和解、あるいは覚書等、あるいは定期借地を強く求めてきたという経過も含めて、一定3大都市圏についての譲渡処分については高いハードルがあるわけでございますけれども、それらをクリアすれば、払い下げについてはやむを得ないという見解が示されたところでございます。

すなわち、公営住宅法に規定がある価格等の問題が1つと、それからもう1つは、市全体で公営住宅 これは市営に限りませんけれども、府営あるいはその他の公営住宅も含めるわけござい

ますけれども、全体としてその戸数を確保していくということがなされるならば、国並びに大阪府としても譲渡についてはやむを得ないという見解が示されたところでございます。

これを受けまして、先般市議会の皆様方にも報告をさせていただきますとともに、6月17日には入居者の代表の方々にもその旨をお伝えしたところでございます。

そのときの状況はということでございますが、今回お伝えしましたのは、先ほど言いましたように、国あるいは府の方針を受けて、市の方も譲渡に向けてこれから皆さんと協議をしていきたいということをお伝えしたということでございまして、詳しい今後の協議の進展あるいは内容については、双方精力的に協議を重ねていこうということになったところでございます。

したがって、私どもも来年3月という1つの覚書がございまして、早期に合意形成を図るように入居者の皆さんともお話し合いを重ねていきたい。大きいところでは一定の方向が出ましたので、後は細部についての協議ということになるかというふうに思いますので、これはいずれにいたしましても解決していけるものというふうに思っておりますので、ぜひお互い円満に解決できますように、また国・府に対しても理解を得た中で解決をしたいと、このように考えております。議長（堀口武視君） 梶本市民生活環境部長。市民生活環境部長（梶本敏秀君） それでは、私の方から悪臭問題について御答弁させていただきたいと思っております。

新家地区の悪臭についてですが、この飛散の発生源である産業廃棄物中間処理の事業所に対し、現在まで大阪府や泉佐野市とともにいろいろな指導を続けてまいりましたが、悪臭発生状況の改善は見られず、周辺の住民の方々に多大なる御迷惑をおかけしております。

このような中、去る3月議会で御説明いたしましたように、事業者から改善計画の事前審査が大阪府に提出され、知事から本市市長並びに泉佐野市長に対し、その事業計画についての意見照会があり、回答しております。

その後、事業者から大阪府に対し事業改善計画

書が提出され、去る6月10日付で本市に対し、その審査が終了したとの通知書及び改善計画書の写しの提出がありました。

改善計画の概要についてですが、現在の新堆肥舎の半分を改築し、受け入れ保管施設の整備と1次発酵、2次発酵施設の新設を行い、また貯留熟成施設を整備するとともに、臭気対策として脱臭装置を全く新しく設置しようとするものでございます。

今後につきましては、まず付近住民の方々へこれらの事業計画の説明を行うこととなっております。このことは、大阪府より事業者に対し発行した事前審査終了書にも明記されているとおりであり、近日中に実施されるものと考えております。そして、事業着手し、二、三カ月後に改善事業が完了した後、悪臭発生状況の確認という流れになるものではないかというふうに考えております。

本問題は長年にわたる懸案事項でありましたが、非常に大きなターニングポイントの時期であるのではないかと認識し、市として全力を挙げてこの問題に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（堀口武視君） 金田総務部次長。

総務部次長（金田俊二君） それでは、私の方から関西国際空港関連につきまして御答弁申し上げます。

まず、1点目の2期事業の進捗についてでございますが、関空の2期事業につきましては、平成11年7月に着工以来、工事は順調に進んでおり、平成16年6月7日現在で2期事業約545ヘクタールの計画面積のうち、約460ヘクタールが既に陸化している状況でございます。進捗率は84.4%となっております。

本市といたしましては、関西国際空港が国際拠点空港としての位置づけを確実にするためには、4,000メートルの平行滑走路を整備することが不可欠であり、2007年の供用開始に向けて着実に事業が推進されますよう今後とも強く求めてまいりたいと考えております。

次に、連絡橋の無料化についてでございますが、国土交通省は、空港アクセス等航空サービス高度化推進事業の一環といたしまして、航空旅客、関

空訪問者等の増大効果を検証するため、関空連絡橋通行料の引き下げ等を内容とする社会実験をこの7月1日から実施いたします。

概要につきましては2項目ございまして、まず関空連絡橋の割引につきましては、現在、往復1,730円の普通車料金を7月1日から10月31日までは900円とし、11月1日から翌年の2月28日までは1,100円とする実験でございます。

次に、ETCを利用した場合の関空連絡橋及び阪神高速湾岸線または関西空港自動車道との相互利用割引及び関空の駐車場料金割引も実施の予定でございますが、これにつきましては実施時期、割引額については追って発表するというところでございます。

なお、来年度以降につきましては、現在のところは無料にするという話はございませんが、今回の実験の結果等を十分に検討して判断することでございますので、本市といたしましては、関空連絡橋の利用促進が図られますよう、大阪府や関空会社に対して求めてまいりたいと考えております。

続きまして、国内線の増便対策についてでございますが、関西国際空港の国内線の便数減の状況につきましては、深刻な問題となってきております。この国内線の伊丹シフトにつきましては、地元市はもちろんのこと、関西国際空港株式会社におきましても最も危機感を抱いている事項でございます。

現在、関空会社では、昨年来、新社長の強力なリーダーシップのもと経営改善計画アクションプランを策定し、全体的な経営改善に努めているところでございます。既に国際線や貨物実績等には成果が上がってきている状況でございます。また、この3月からは、国内線の問題に集中的に取り組む姿勢の一環として、着陸料の引き下げ及び営業割引を実施しているところでございます。現在の関空の厳しい経営状況の中で、1つの大きな決断をされたものであると考えております。

また、地元9市4町で構成されております泉州市・町関西国際空港対策協議会、いわゆる関空協におきましても、この国内線の問題につきまして

は最重点課題の1つでございます、昨年の羽田便の7時間空白問題時におきましても促進協とともに強く申し入れ、満足ではございませんが、一定の成果として空白が5時間となった経緯もございます。

さらに、今年度は促進協では国内プロモーションを実施することとしており、直近ではこの7月の9日に大阪商工会議所の野村会頭を団長とするプロモーション団を北海道に派遣することとしております。そのほか東京・九州・東北方面でもプロモーションの展開を予定しておるということでございます。また、最近の吉報として、スカイマークエアラインズが来年3月には関空 羽田便を1日4便就航予定であるとお聞きしているところでございます。

いずれにいたしましても、この国内線の問題につきましても、地元が一丸となって引き続き取り組む必要があると考えているところでございます。

続きまして、今後の関空と地元との関係についてでございますが、関西国際空港は環境問題に十分配慮して泉州沖5キロの海上に建設されたことに伴いまして、第1期事業の建設費が約1兆5,000億円となったわけでございます。そのため、現在、関西国際空港株式会社の経営基盤の安定を図ることが重要な課題の1つとなっており、国の協力はもちろんのこと、大阪府や財界を初めオール関西としての取り組みが必要であり、特に地元としての一丸となった盛り上がりが大切であると考えております。

幸いにも今年は開港10周年という節目の年であり、関空において1年を通じてイベント等を計画してございますので、本市といたしましても近隣の市町とともに関空の活性化に努めてまいりたいと考えているところでございます。市域内に国際空港を持っているという市町村は日本じゅうでも数少ないわけでございますので、今後とも空港とともに発展し、空港とともに歩んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

副議長（井原正太郎君） 竹田議員。

2番（竹田光良君） 一定答弁をいただきましてありがとうございます。それでは、少し時間が

ございますので、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、合併についてであります。今ほんとに精力的に合併協議会が開かれております。私も半分とは言わないんですが、できるだけ参加するようにはしてるんですが、なかなか時間の都合上すべて参加することができないと。ただ、ほんまに率直にですけども、感じたり、またいろいろお話をいろんな方からもお聞きするわけなんですけども、とにかく決めていかなければならない事務事業がほんとに多くて、その協議事項がずうっと、とうとうと大変な中、協議されていかれてるわけなんですけれども、もうひとつ漠然と新市のイメージというか顔というか、そのあたりがなかなか見えにくいものもあるなという印象も実際持っております。また、そういう意見も結構多いんじゃないかなと思うんですね。

そんな中で、以前に合併協の方でアンケートをとられたと思うんですけども、そんな中に新市の将来のイメージとか合併後の重点の課題とかいう中に、例えば新市の将来イメージでしたら医療や福祉が充実し、生き生きと安心して暮らせるまち、また合併後の重点課題としては保健医療の充実と、結構福祉とか医療とか保健とか、この辺を充実してほしいと。それも50%以上、また重点施策については48、これも50%に近いということで、非常に高い答えが出てくると思うんですね。

この辺は希望があるわけなんですけども、こういったのがほんとに具体的になかなか、じゃ協議会でほんとにそんなイメージに合った協議ができているかという、なかなかできにくい部分もあるのかなと思うんです。せっかくこういうふうアンケートなんかもとってるわけですし、これにかかわらずやっぱりこういったアンケートというのは、協議会でそういう住民、また市民の皆さんの生の声を生かしていくためにとられてると思うんですけども、こういったところにも含まれますように、新市の将来のイメージ、また重点課題として医療や福祉というのが反映されていくような、またそんな協議の場なんていうのがこれからもこの協議会の中で果たしてされていくんかどうか、まずその辺、今後の話になるかと思うんですけど

も、答えられる範囲で結構ですので、どうなのかちょっとお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

副議長（井原正太郎君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） 竹田議員御質問のように、今現在、合併協議会の方でいろんな項目について議論がなされております。

そして、現在まで協定項目でありますとか、あるいは新市の事務事業について協議がなされております。そして、これからもし新しく合併が実現したときには、どういった形のまちづくりがなされていくかということにつきましては、現在、新市まちづくり計画が協議会あるいは現在は小委員会ですけれども、そちらの方でこれが作成されております。

そのまちづくり計画につきましては、先ほど議員御指摘のように、アンケートをとらしていただきまして、そのアンケートに沿った形でこの新市まちづくり計画の特に基本的な方針であるとか、その辺が協議されているというところがございます。

そして、前回、第9回の合併協議会のときには、ある程度の新市まちづくり計画の素案というものが提案されております。そして、その中に今後のまちづくりについては、優しさと安心のまちづくりというところで、福祉とかあるいは健康、また医療、そういったところの項目というんですか、具体的にどういった形でやっていくかという方針なんかも出されております。

ですから、あくまでもこれからそういったアンケートをとりまして、重点的に市民の方々が望まれていることにつきましても、このまちづくり計画の中に十分にうたわれて基本的な方針になっていくと、このように考えております。

副議長（井原正太郎君） 竹田議員。

2番（竹田光良君） 冒頭、このような質問を1つさしていただいたわけは、いよいよ8月22日に住民投票、またその前に8月の3日から住民説明会が開催されるというところで、前回は5月に一度説明会をされてるわけなんですね。今回の説明会というのは、同じ説明会でも趣旨が大きく異なる部分が僕はあると違うかなと。ポイントと

しては、1つにはこの住民説明会に参加し、またこの内容を聞いて実際に8月22日に投票に行くことになると思うんですね。

ですから、いただいた資料にもありますけれども、判断の一助とするためというふうに行政の方がつくられたものを書いてるわけなんですけれども、まさにその判断する基準として参加される方が非常に多いと違うかと。その中で、特に今回なんかでも住民説明会の中では、やっぱり従来から話があった、例えばメリットやデメリットのめり張りの話であるとか、またもう1点については、やはりその後の住民投票の投票率アップにつながるような、そんな充実した説明会にしなければならぬんじゃないかというふうに思うわけです。

そんな中で、今回の住民説明会なんですけれども、ちょっと資料いただいたんですけど、前回まで男性が291人、女性が99人ということで、390名ぐらいの参加者がおられたわけなんですけれども、その後もシンポジウムであるとか、またほかに単独で来てくれということで、電子メールを使ったりとか、そんなところもあったと思うんです。

今回、本当に開催してみなければわからない部分もあると思うんですが、今どれぐらいの人を見込んで住民説明会を開こうとされているのか、やっぱり一定目標みたいなものも私は要るん違うかなと。当然、投票率アップにもつながるようにしなければならぬわけですから、一定の人数を確保しながら説明会を開いていかなければいけないん違うかなと思うんですけども、そのあたりはどう見られてるのか、お聞きしたいと思いますので、お願ひします。

副議長（井原正太郎君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） 住民説明会の件でございますけれども、議員御指摘のように、前回、これは広域行政研究会ですか、そのときの資料に基づきまして、我々市内11カ所で住民説明会を行ったと。そのときにはトータルでは390名ぐらいの方が参加されたという実績がございます。そしてまた、今回も8月に入りまして市内11カ所で、今度は現在の合併協議会の分の住民説明会をやっていこうというふうに考えております。

ですから、我々としましては、前回の11カ所

で開催した実績より以上に、周知なり、あるいは広報でPRするなりして、市民説明会をやっぱり成功させてまいりたい、このように考えております。今回、その住民説明会の後に住民投票ということもありますので、我々としまして十分にこの辺のPRなりをしてしていきたいと、このように考えております。

副議長（井原正太郎君） 竹田議員。

2番（竹田光良君） 難しい問題だと思うんですけども、なかなかどれくらいというのは、具体的にお示しにならなかったのかなというふうな感じもいたしますが、やはりできるだけの方に参加していただくことが大事だと思います。18歳以上ということですので、ちょうどこの間というのは、8月ですから夏休みということで、それとちょうどお盆前ですので、ひょっとしたらいろんな形で出かける方も多いかというふうに思いますんで、その辺も見込みながら周知徹底して開催をお願いしたいと思います。

そんな中で、いよいよそれを受けて住民投票になっていくわけなんですけども、実際7月の11日というふうに、決定ではなかったですけども、できればというお話から8月22日になりました。一番懸念されるんは、やっぱり当日の投票率になってくるのかなというふうに思います。7月でしたら参議院選と抱き合わせということで、ある一定の投票率は見込める部分もあったかもしれませんが、この合併についてのみということになれば、やっぱり少し下がる要素も出てくるかなと思うんですけども、余り下がり過ぎると、ほんとに意味というものがなさないものにもなってくる可能性もあるかなとも思われますし、そういう意味では先ほどの住民投票ではないですけども、やっぱり一定このあたりぐらいは投票に参加してもらってしっかりと投票してもらいたいという、その辺はきちっと本来決めるべきであろうし、目安というものがあってしかるべきかなと思うんですけども、本当に一体どれぐらいを今行政として考えられるんか。非常に答えにくいかもしれませんが、お答えいただければというふうに思うんで、よろしくお願いたします。

副議長（井原正太郎君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） 今回、8月の22日に住民投票を実施するという事になってるわけですが、特はこの投票率の件につきましては、最近の国政選挙でもそうですけども、だんだんと投票率が下がってきてるという現状がございます。今回の場合は、先ほど議員おっしゃいましたように、18歳以上の方でなおかつ外国人の方も含めて住民投票をお願いしようということになっております。

ですので、我々としましては、やはり一番大事なのは住民投票に向けて周知ということですか、広報等のPRが一番大事ではないかと、こういうふうに考えております。ですので、住民説明会的时候でも、やはり一番気にされるということですか、興味のあるところは、住民の方々に一番直接影響のある項目等、そういったものについて十分に説明を我々としては行い、そして来る住民説明会後の住民投票については、投票をしてほしいということを会場の席においてもPRをしてみたいと、このように考えております。

副議長（井原正太郎君） 竹田議員。

2番（竹田 光良君） なかなか御答弁しにくい質問かなと思うんですが、ちょっと1つ調べさせていただいたことがありまして、といいますのは、ここまではどうかなと思うんですが、例えば、今おっしゃられましたけども、住民投票は非常に大事だということで、ここへ来るまでに、かつて泉州南広域行政研究会というのがありまして、それで合併協にいくわけなんですけども、ちなみに平成14年度の泉州南広域行政研究会の収支決算書では、歳出については689万3,650円使われてる。また、同研究会15年度の収支報告書では276万6,363円、合わせて960万ほど使われてる。

また、今度の泉州南合併協議会では、まだ収支決算報告書は出てないようですが、予算としては15年度については4,200万、また平成16年度については5,300万円、合わせて9,600万円。研究会からこの合併協議会まで、1億以上の予算を使われながらここまで進めてきているということなんですね。

また、その中で各市町が分担金や負担金を賄っ

てるわけなんですけども、これでも約3,000万円以上単独で使われているような、そういう計算になるみたいなんですけども、こういう金額から見ても決して低い数字ではなくて、多大な予算もつき込みながらここまで来てるわけですから、それがほんとに少ない投票率であった、またそんな中で苦しい判断していかなあかん。

結局は、ほんとに最終的にどういうふうになるかわかりませんが、本当に矛盾したような判断はできない。きちっと情報公開し、説明する責任も僕はあるんじゃないかなというふうに思います。どうかその点を踏まえてしっかりとして取り組んでいただきたいと思いますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

時間がないので、次に進めさしていただきたいと思ひます。

次は、3住宅の問題でございますが、これからいろいろ交渉に入られると思ひますので、ここで余り詳しいことをお聞きすることもできないと思ひますが、前回3月議会でちょっと質問させていただいたときに、選択肢ということで市長に直接お聞きして、私がそしたら選択肢としては払い下げですか、定借ですか、建てかえですかというような話をしたら、建てかえはないんだという力強い答弁をいただいて、そうすると雰囲気的というか見た感じで、やはり定借でかなり進められているのかなというような印象を私は持っておりました。

そんな中でこの間御報告いただいたのは、払い下げオーケーということで、そういうお話があったわけなんですけども、この間当該の委員会、また代表者会議でも少しあったと思ひますので、ここへ来てそういう一定の方向性が出たわけですから、行政として選択肢としては、とにかくこれから交渉に入っていくんで、答えられる範囲で結構なんですけども、やはり払い下げ一本という形で窓口で交渉されていくのかどうか、ちょっとその辺ひとつお聞きしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

副議長（井原正太郎君） 中谷助役。

助役（中谷 弘君） 今回、一定の方針が、国の方の見解が出されたということで、先ほども市長

の方からお答えいたしましたように、払い下げという方針が出されたということでございますので、我々としてはこの方針に基づいて、本市としても入居者の方々と話し合いを進めていくという考え方で進めてまいりたいというふうに思ひます。

副議長（井原正太郎君） 竹田議員。

2番（竹田光良君） 当然そういう形になると思ひます。ただ、ほんとに年数もたっておりますし、いろんな諸問題も出てくると思ひます。余り細部にわたっても質問しにくい部分もあるんですが、ただ、やはり中には払い下げだけではなく、ひょっとしたら定借を望まれるような方もおられるかもしれないんですけど、もしそういった声がどうしても出てきた場合、その辺の対応は柔軟にされていくのかどうなのか、もう一度ちょっとお聞きしたいと思ひますが、お答えいただけますか。

副議長（井原正太郎君） 中谷助役。

助役（中谷 弘君） 入居者の方々、答えにかなり時間がかかったということで、十分経過しておりますので、入居者の状況も変わってきているということも十分承知いたしております。

ただ、国の方との協議の中で、定借については住みながらなかなか難しいということでございますから、定借という形は難しいのではないかなというふうに我々は考えております。

ただ、今後いろんな問題が出てくると思ひますので、今年度から当然住民さん方の御意見等も聞いた中、払い下げの方向を向いてどういう処理ができるのかということも含めて、十分協議をさせていただきたいというふうに考えております。基本的には、やはり払い下げ100%というのが基本の中で話し合いをさせていただくという考え方でございます。

副議長（井原正太郎君） 竹田議員。

2番（竹田光良君） もう時間がなくなってまいりましたが、もう1点だけちょっとお聞きしたいんですが、その払い下げの中で、入居者の方もかなり御高齢の方も多くて、実際払い下げが大変だと、金額的に大変になってきたというようなときに、例えばちょっと具体的で申しわけないかもしれませんが、自分たちは難しいかもしれん

けども、例えば子供たちやったらとか、そんな問題も出んことはないかなと思うんです。

いろんな状況が想定をされるわけなんですけども、そうなりますと、今までどおり代表者の方が来てそれで交渉していきならないと思うんですけども、やはり個々にいろんな諸事情が出てきた場合、この時間のない中、そうやって個々の折衝というのが非常に大事な部分も出てくるんかと思いますが、そこまでしっかりしていただけるのかどうか、最後にそれだけをちょっと1つお聞きしたいと思います。

副議長（井原正太郎君） 中谷助役。

助役（中谷 弘君） 現実に払い下げということになりますと、現在入居されている資格のある方ということになるわけでございます。

ただ、入居者の中には、当然入居家族構成が変わったりという形がございますけども、これは公営住宅法なり市の管理条例に基づいて、同居の承認とか資格の承継がございますけれども、基本的には現入居者の方々への払い下げという形の中での話し合いという形になるかと思えます。

ですから、先ほど申し上げました権利のない方には、なかなか払い下げというのは難しいんじゃないかなというように考えておりますが、年数もたっておるとこのことの中では、どういう御意見があるかわかりませんが、お話については我々としては十分お聞きさせていただいた中で、最終的に払い下げの条件等の答えについては、我々としても出していかなければならないのではないかなというふうに考えております。

以上です。

副議長（井原正太郎君） 竹田議員。

2番（竹田光良君） ありがとうございます。ほんとに時間がなくなりましたんで、ちょっと悪臭についてもお聞きしたいと思います。

この間、厚生消防常任委員会で配られた資料をいただきまして、僕もずっと目を通させていただきました。今回計画が随分変わるということで、この計画の前に出ていた話が厚生消防常任委員会や、また公対審なんかでも説明された分なんですけども、私は専門でも何でもないので、この辺ぱっと図面見たりとかそんな見ただけでなかなか

わかりかねる部分もあるんです。ただ、前回は非常に大きな堆肥舎がまたできると。やはり堆積物や堆肥物が非常ににおいの1つの原因になってるということで、大きな堆肥舎をつくってその中でまた作業していくというのは、当然密閉状態なんですけども、それでおいを外に逃さないということで、ある意味で非常に理にかなった部分もあるかなと。

そういう意味では、今回のはちょっとわからないんですが、一歩二歩ちょっと後退した形が見え隠れしないこともないなというような、そんな印象を持っているわけなんですけども、そのあたり泉南市としてはどういった分析なりされているのか、ひとつお聞きしたいと思います。

副議長（井原正太郎君） 梶本市民生活環境部長。

市民生活環境部長（梶本敏秀君） ただいまの竹田議員からの御質問でございますけれども、技術的なお話でさせていただきますと、ことし3月に提示させていただきました処理方法でございますけれども、それと今回との差ということでございます。

1点は、2次発酵という機械でございますけども、1次高速発酵後、2次発酵過程を経て完熟堆肥となる工程。このときに前回はスクープ方式ということで、水路のようなものですね、長い延長のものがありまして、その中を繰り返し、繰り返し発酵さすような形で、最初の方から最後まで送っていくというやり方をするスクープ方式であった。今回はその方式がロータリーキルンという、俗に言ったら、外観的に言いますと鉄のそういう筒みたいのところに加熱いたしまして、そのまま進みますという方法に変わっているということでございます。これが大きな1点でございます。

あと、もう1点は、脱臭装置でございますけれども、今回の計画では生物脱臭・オゾン脱臭・堆肥脱臭装置を新しくしてます。前は酸アルカリ洗浄脱臭というふうなところから変わっておりますということでございます。

それで、これらに対する市の考え方ということでございますけれども、我々考えておりますのは、現在行っております処理方法は、先ほど言いました1次発酵、2次発酵というのではなく、産業廃棄物、それとか牧場から出てきた牛ふん、これ

らをその場で攪拌して、それを自然的に発酵するのを待つというような方法でございます。

それに比べますと、今回は1次発酵を強制的に行い、2次発酵もロータリー、熱を加えたり、そういう発酵するためのよい種を入れるというんですか、こういうふうなことをやっております。

ですから、考え方といたしましては、現在行っているあの処理方法に比べまして、今回提案される処理方法というのは、はっきり言いましてもう格段にいい方法になってるということでございます。

ですから、我々の考え方といたしましては、3月のときがどうであれ、今回のときがどうであれということよりも、現在やってる方法と比べますと数段よくなっているということでございますので、これを事業者の方が実施していただくということを望んでいるところでございます。

以上です。

副議長（井原正太郎君） 以上で竹田議員の質問を終結いたします。

次に、5番 前田千代子君の質問を許可いたします。前田議員。

5番（前田千代子君） 皆さんおはようございます。日本共産党の前田千代子です。議長のお許しを得ましたので、質問をさせていただきます。

今、世の中変だなと思う人が多いと思います。人間が大切にされない社会になりつつあります。せっかくこの世に生まれてきたとうい命が最も頼りとする親から虐待を受け、命まで落とされるということも時には起こっています。学校に行けば、どうも安心して学ぶ場所でもなくなりつつあります。若者は定職を求めています、なかなか定職にはつけません。働き盛りの労働者は、いつ首を切られるのかわかりません。お年寄りといえ、医療費は年々上げられるのに、年金の方は目に見えて減らされていっています。また、若者は人道支援という名目のもとに武器を持たされ戦争へと駆り立てられています。

赤ちゃんからお年寄りまで、すべてが大切にされない、こんなおかしな世の中になりつつありますが、まだ曲がりなりにも平和憲法は存在しています。私は、この憲法をしっかりと生き方、考え方

の中心に据え、少しでも住みよい世の中にするために微力を尽くさなければと思っています。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず、平和問題についてお聞きします。

先日の6月14日、国民を丸ごと戦争に強制的に協力させるための戦争法、すなわち有事関連7法が参議院本会議において可決成立しました。さきの戦争で多くの罪のない命が奪われました。そのとうとい命の犠牲の上に、私たち国民は平和憲法を守り育ててきました。この平和を根底から突き崩すような有事法の中身です。ろくに国会で審議もされず、本当のことは国民に知らされないまま数の力で強行採決されたこの法律についての市長のお考えをお聞かせください。

そして、この法律の施行は、自治体や民間企業、国民すべてをいや応なしに戦争に巻き込んでいくものです。国からの強い力で戦争協力を求められたとき、市長は御自分を犠牲にしてでも平和を守るため、市民を守るため、その命令を拒否できるのでしょうか。これもあわせてお答えください。

平和の2点目は、イラクでの多国籍軍への自衛隊参加についてです。

戦争はもう二度としないと誓った憲法を精神を無視して、自分の国を守るためにという名目で自衛隊をつくり、それが世界で第2位という軍事予算のもと、だんだんとその力を大きくしてきました。人道支援、復興支援という名目のもと、イラクに派兵した自衛隊を今度は多国籍軍に参加させるとブッシュ大統領に約束してきた小泉首相、国会にも国民にも諮らずこんな大切なことを簡単に決めてしまう小泉首相には、改めて怒りがわいてきます。今まで以上に米軍の指揮のもとに置かれようとしている自衛隊の多国籍軍への参加について、市長のお考えをお聞かせください。

第3点目は、自民・民主党などの憲法改定の動きについてお聞きします。

今の憲法は、改定ではなく、その中身を充実発展するべきものだと考えます。この改定の動きをどのように受けとめられていますか。

平和問題の最後は、憲法9条についてです。

この9条は、世界各国が見本にすべき条文だと言われるほど、世界的に高い評価を受けています。

平和の象徴です。私たち日本国民の宝です。どんなことがあってもこの9条は守り抜いて、次の世の人々に手渡したいと思いませんか。9条に対する市長の思いと、改定についてはどのように考えておられるのか、お聞かせください。

次は、教育問題についてお聞きをします。

第1は、小・中学校での先生方の働き方のことです。

完全5日制になって、先生も少しはゆっくりできるのかなと思っていたら、その実態は全く逆のように聞いています。5日制になって、どうして先生方が多忙きわまるようになったのか、原因をお聞かせください。先生方の労働実態についても、調査などの資料があればお聞かせください。

余りの多忙は、先生方の健康を害するとともに、ひいては子供たちにもゆとりを持って接することが難しいと思われる。今後どのような対策を立てていかれるのかについてもお聞かせください。

第2は、長崎での小6女児事件について教育長の見解をお聞かせください。

また、学校現場での子供たちの反応はどうでしたか。子供たちへの今後の対応についてもお聞かせください。

第3は、平和教育についてお聞きをします。

子供たちは、本能的にすごく敏感なものを持っています。今、平和が脅かされ戦争の方向に日本が進んでいるのを察知していると思います。この民主社会の中でも最も民主主義が生かされなければならない学校で、民主主義が守られるためにどれだけ平和な社会が大切かについて、具体的にどのような教育が取り組まれているのでしょうか、お聞かせください。

第3は、まちづくりについてお聞きをします。

その1は、コミュニティバスの最近の改善状況などについてお聞かせください。また、あと1台のバスをふやすということは、今の財政難のため無理だということはいつも聞かされていますが、お年寄りの暮らしをよりよくするためにぜひとも考えていただきたいのですが、具体的なお答えをお願いします。

その2は、泉南市4駅のバリアフリー対策の進捗状況についてお聞きをします。

駅にエレベーターがあれば、お年寄りの外出の機会もふえます。高齢者の豊かな生活を支える1つの手だてとして、エレベーターの一日も早い設置をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

最後の質問は、福祉施策についてお聞きします。その第1は、乳幼児医療費無料化の件です。

ことしの11月から大阪府においても対象年齢を1歳引き上げ、泉南市と同じ2歳児まで無料となります。そこで、この際泉南市の負担が減るのに伴い、あと1歳児引き上げ、市独自で3歳児までの引き上げを希望するものですが、いかがでしょうか。

子供は社会全体が責任を持って育てるものです。また、若い親たちにも収入いかにかわらずいつでも安心してお医者さんに行けるような温かい施策こそ求められているのではないのでしょうか。御答弁をお願いします。

その2は、チャイルドシートの貸出制度についてです。

貸出期間が3カ月というのは、近隣の市や町に比べても非常に短いと思います。もっと長くすることはできないのか、お答えください。

以上で壇上での質問を終わります。長らくの御清聴ありがとうございました。後は自席でさせていただきます。

副議長（井原正太郎君） ただいまの前田議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。市長（向井通彦君） 1点目の平和問題についてお答えをいたします。

御承知のように去る6月14日、いわゆる有事関連7法が参議院本会議において可決成立されました。これらの法律は、平成15年6月に成立した武力攻撃事態対処関連法を受けて、あってはならないこととありますが、我が国が他国から攻撃を受けた場合などに国民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃が国民生活及び国民経済に与える影響を最小とするため、国・都道府県及び市町村の具体的な役割分担、指定公共機関の役割、国民保護のための措置の実施を推進するための体制等について定めたものでございます。

関連法の中には私権を制限するものもあり、市民への直接の影響も考えられますが、もしこの対

処置が実施されるような事態になれば、まず市民を守ることを第一に優先させる必要があり、そのためには国・府、関係機関と協力して対処していかねばならないと考えております。

次に、イラクへの主権移譲後に編成される多国籍軍への自衛隊参加についてでございますが、政府見解では、自衛隊の活動は非戦闘地域に限定し、内容はイラク復興支援特別措置法、いわゆるイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の枠内とするとされております。そして、日本は独自の指揮権を確保し、撤収もみずから判断できるとされております。

国家の速やかな再建を図るためにイラクにおいて行われている国民生活の安定と向上、民主的な手段による統治組織の設立等に向けたイラク国民による自主的な努力を支援し、促進しようとする国際社会の取り組みに関し、主体的かつ積極的に寄与する必要があると考えております。

ただ、自衛隊指揮権の問題については、口頭了解というようなことが総理の口からもございましたけども、こういうあいまいな形ではなくて、やはりきっちりと文書で明確にしておかないと、後日この解釈が非常にあやふやになる可能性がございますので、その辺は事前にきっちりと文書をもって定めておかなければならないのではないかとこのように考えております。

続きまして、憲法改正の件でございますけども、日本国憲法制定から既に60年近くが経過し、最近では憲法改正論議が取りざたされておりますが、半世紀余りの経過の中で時代の流れとともに実情にそぐわない点も出てくることも考えられ、時代の状況の中で国民の総意に合わなくなれば、国民のための憲法でございますから、改正も当然選択肢に入るものと思っております。

しかしながら、その基本となる日本国憲法の有している主権在民でありますとか、または御指摘ありました憲法第9条のいわゆる戦争放棄というような極めて重要な部分については、人類の願いでございます世界の恒久平和を実現するためにも、しっかりと守っていく必要があると考えております。

我が国におきまして、戦後60年近くが経過

し、あの痛ましい戦争の記憶の風化が進んできておりますが、戦争の悲惨さ、愚かさは決して忘れてはならないものと考えております。

私も常々世界の恒久平和の実現を望むものでございますし、日本国憲法の根幹をなしております平和主義の崇高な精神にのっとり、今後とも平和施策の充実に努めてまいりたいと考えております。

副議長（井原正太郎君） 梶本教育長。

教育長（梶本邦光君） 長崎での小6女児殺害事件について教育長の見解をということでございますので、私の方から御答弁をさせていただきたいと思っております。

長崎県佐世保市における今回の小6女児殺害事件は、我々教育関係者のみならず日本じゅうを震撼させた衝撃的な事件だったと思っております。昨年、中学校1年生男子生徒が幼稚園児を駐車場から突き落として殺害するというような非常に残忍な事件から1年も経過しない間での事件でございますので、命のとうとさ、大切さについて指導を強化していたやさきただけに、大きな衝撃を受けているところでございます。

早速、泉南市教育委員会といたしまして校長会を招集しまして、改めて生きる力の礎とも言うべき命を尊重する心、他者への思いやりや社会性・倫理性、正義感、美しいものや自然に感動する心等豊かな人間性をはぐくむ人権教育、道徳教育の点検と強化を指示したところでございます。

あわせて、細かい生徒指導や、今回の事件はホームページにかかわる書き込み等が原因になっていると考えられますことから、パソコン教育についても見直しをするように指示をしたところでございます。インターネットの有用性と同時に、ネットに潜む危険性や情報モラルの指導が大切であると考えております。

先日、テレビあるいは新聞報道でもありましたけれども、市内の小・中学校の教職員を対象にしまして、情報モラルの指導法の研修会を実施いたしました。チャット体験では、顔が見えない匿名性の怖さやネット上の掲示板への書き込みで誹謗中傷の怖さを体験し、今後の指導に大いに役立てることができると感じております。

今回の事件につきまして、子供たちはさまざまな思いを持って受けとめていると思いますけれども、子供たちの心のケアも日常的に行うように指示したところでございます。

全教育活動を通じまして、子供たちが自分の存在感を実感し、自己実現を達成し、豊かな人間性をはぐくむ教育の推進に今後とも努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

副議長（井原正太郎君） 飯田教育指導部長。
教育指導部長（飯田 実君） 完全週5日制になってからの先生方の勤務実態について御答弁申し上げます。

学校完全週5日制の実施から丸2年が過ぎ、学校、家庭及び地域社会においても次第に定着しつつあると考えております。この間、教職員の多忙化につきましても議論されてまいりました。平成14年度から学校完全週5日制実施に伴い、年間の授業数は大幅に削減され、各教科の指導内容も基礎基本の確実な定着を主眼に厳選され、学校行事等も精選されてまいっております。

教職員は授業や学校行事だけでなく、生徒指導部活動、研修会及び各種会議、施設・備品の管理等に従事するとともに、突発的な事故や問題行動への対処など日々行っており、教育活動に従事する時間は減少していない状況にあります。

これらの状況を少しでも解消すべく、日常的には、各校の管理職には教職員の勤務時間を含めた健康管理について注意を促すとともに、教育委員会としましても府教委の実施している教職員の加配事業の獲得に努めているところで。

なお、労働実態の調査等は行っていないので、よろしくお願いします。

次に、平和学習について御答弁申し上げます。

従来より命のとうとさ、戦争の悲惨さ、平和のとうとさについては子供たちに強く訴え、府教育委員会の平和教育基本方針に従い、指導を行ってまいっております。各学校では、国語科の平和学習単元や社会科の歴史・公民分野の学習、また道徳や特別活動、総合的な学習の時間を通じて平和学習を行っています。

また、小学校では広島方面の、中学校では沖縄

方面、長崎方面の修学旅行を実施し、平和学習を行っている学校もあります。事前学習として、さきの大戦での戦禍、原子爆弾の投下による惨禍等を学習し、現地では聞き取りやフィールドワークを実施し、当時の様子を肌で感じさせます。さらに、事後学習の実施により、平和のとうとさを実感する取り組みも行っています。

また、多くの小学校では、夏季休業中の8月6日を登校日とし、平和学習を実施しております。中学校では、文化祭の取り組みの一環として、反戦平和を取り上げることもあります。

このようにさまざまな機会を通じて、子供たちの発達段階に応じて命のとうとさや戦争の悲惨さ、平和のとうとさを学習していますので、御理解をお願い申し上げます。

副議長（井原正太郎君） 梶本市民生活環境部長。
市民生活環境部長（梶本敏秀君） それでは、私の方からコミュニティバスについて御答弁申し上げます。

現在、さわやかバスは、市役所、あいびあ泉南など公共施設を中心として、市内のそれぞれの地域を循環する4つのコースを設定し、各コース1日4便ずつ、計16便を2台のバスがフル稼働で運行している状況でございます。

利用者の実績につきましては、平成14年度は8万7,569人、平成15年度は9万2,104人と年間10万人が目前でございます。

議員御質問のバスの増車につきましては、運行経費的な検討がどうしても必要となってまいります。現在生活路線バスとして、樽井-葛畑間のバスがあり、この路線バスを統合することによりバス台数を3台にするという手法など実務的な検討を続けております。

また、改善策として、バス停留所の増設について要望が出されております。現在、バス運行事業者や泉南警察署等の各関係機関と現地の状況調査を行い、バス停設置に向け協議調整しているところでございます。

今後も利用者の方々の利便性を向上させるため、御要望のあった場所について検討を行ってまいりたいというふうに思っております。

続きまして、チャイルドシートの貸し出しにつ

いて御答弁申し上げます。

平成12年の道路交通法の一部改正により、自動車に乗車する6歳未満の乳幼児についてチャイルドシートの使用が義務化されました。

市といたしましては、この法改正を受けまして、1歳未満の乳幼児を乗車させて自動車を運転する必要がある方に対し、平成13年7月よりチャイルドシート普及推進事業を開始しております。貸出数は、平成13年7月の貸出事業開始から現在まで延べ218台の貸し出しがございます。

本貸出事業につきましては、平成13年7月の事業開始時には1カ月を限度として貸出事業を行ってまいりましたが、平成15年9月より貸出期間を3カ月に延長し、より利用しやすい体制を整え、より多くの市民の皆さんに貸し出しを行っているところでございます。

現在の貸出期間につきましては、3カ月間の貸し出しとしているところでございますが、御質問にありますような長期間にわたる貸し出しを行いますと、チャイルドシートを借りた方と購入された方との不公平感が生じるのではないかと考え、乳幼児の交通安全の普及推進を図ること、また啓発の一環として3カ月の貸出期間としているところでございますので、御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（堀口武視君） 馬場都市整備部長。

都市整備部長（馬場定夫君） それでは、私の方から御質問のまちづくりについてのうち、駅、公共施設のバリアフリー対策についてお答えを申し上げます。

平成12年11月に施行されましたいわゆる交通バリアフリー法に基づきまして、本市におきましても平成14年度に和泉砂川駅周辺地区交通バリアフリー基本構想を策定しております。この基本構想には、和泉砂川駅周辺につきましては、駅またはバス車両のバリアフリー化を推進し、駅を基点とした一定の地区におきまして、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する内容を盛り込んであります。

具体的には、和泉砂川駅につきましては、エレベーターの設置、トイレの改造、手すりの設置等バリアフリーに対応した駅を目指しております。

現在、駅広場や道路、駅や駅前の活性化等を含めた整備の検討を大阪府の関係機関と進めております。また、JRともその整備と関連して駅のバリアフリー化について協議を行っているところでございます。

したがいまして、今後駅前の交通混雑の解消や駅への寄りつきの利便性、商業等の活性化、まちとしての魅力や弱者への配慮すなわちバリアフリー化等、総合的な検討を市民協働で行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（堀口武視君） 楠本健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（楠本 勇君） 福祉行政の乳幼児医療費助成の歳児引き上げにつきましてお答えさせていただきます。

御承知のとおり大阪府の医療費助成制度の改正につきましては、本年1月1日をもちまして実施されますので、御指摘の乳幼児医療費の助成を初め、改定されます医療費助成の関係条例の改正につきましては、本議会に御提案申し上げているところでございます。

乳幼児医療の助成につきましては、今回の改正によりまして、これまで通院において2歳児未満が助成対象年齢となっておりましたが、3歳児未満となりまして1歳引き上げられることになってございます。

本市としましては、これまで子育て支援策といたしまして、助成対象外となります2歳児未満の入・通院と、2歳児の入院におけます所得制限適用外分に対する助成及び2歳児の通院につきまして、市単独で助成を行い、支援を行ってきたところでございますが、改正後におきまして助成対象外となります2歳児の通院におけます所得制限適用外分に対し、市単独での助成を継続の上、支援していくこととしております。

御指摘の通院の1歳児引き上げにつきましては、子育て支援施策の1つとして重要性は認識しておりますが、今回の改正により市の負担が軽減されるものの、財政負担の面から医療費の助成制度をトータルで見た場合、現時点での助成対象年齢の引き上げにつきましては慎重にならざるを得ないと、このように考えておりますので、よろしくお

願いたいします。

議長（堀口武視君） 前田議員。

5番（前田千代子君） 一定の御答弁、ありがとうございました。それでは再質に入らせていただきます。

平和の問題では、いつもの市長さんからの積極的な発言、ありがとうございます。それで1つだけ確認というか、させていただきたいんですけど、関空が控えてまして、それが今回の有事法の制定で、国からの命令で軍事利用ということになっても、市長は今までの発言を翻されるようなことはないでしょうか、それだけお聞きしたいと思います。

議長（堀口武視君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 特定公共施設等利用法につきましては、地方公共団体の長等の意見を聞いた上で、自衛隊、米軍や避難住民の移動との間で特定公共施設、例えば空港、港湾、道路等における混乱や事故を避けるため、優先利用を調整するものであると考えております。

私は、以前から関西国際空港の軍事利用には反対の立場をとっておりまして、関西国際空港株式会社にも申し入れを行っておりますし、もし特定公共施設等利用につきましては意見を聞かれるということがありましたら、軍事利用に関しては反対の意見を申し上げたいと考えております。

議長（堀口武視君） 前田議員。

5番（前田千代子君） どうも。それをお聞きして安心しました。ありがとうございます。

それと、チャイルドシートの件なんですけれど、やっぱり3カ月というのはどんなに考えても短いと思うんです。近隣の泉佐野とか貝塚とか岸和田とかの資料をいただいても、1年とか2年とか制限なしとかというふうになってますので、泉南市もやはりそういう最低1年間の貸し出しということをお母さん方は希望してると思うんです。そういう方向で検討していただくわけにはいかないでしょうか。

議長（堀口武視君） 梶本市民生活環境部長。

市民生活環境部長（梶本敏秀君） ただいまの御質問でございますけれども、他市の状況でございます。他市では1年とかいうこともありますし、

有料、無料というふうな形もございます。

ただ、現在の時点で、先ほどおっしゃられましたような1年間とかというふうになりますと、やはり相当な台数を持たなければならないかと思えます。泉南市でも、1年間には出生される子供の数でもやはり600人以上あるかというふうに思えます。ですから、その方々すべてが利用するというわけではございませんけれども、やはりその何割かの数値、それからこのチャイルドシートの中では、いろんな種類がございます。1歳のときに使うようなベビーシートとか、少し大きくなって使うようなジュニアシートとか、このような形がございますから、それ相応の機種をそろえていかなければならないという物理的な難しさも非常にございます。

それで、私どもの市で現在行っているといえますのは、先ほどお話しさせていただきましたような交通安全の普及推進、それとか啓発という形で3カ月という方針をとっております。ですから、この貸し出しすることによって、その必要性を感じていただいて、実際必要な方々については購入なり、その辺のところを考えていただくというのが泉南市の考え方ということでございますので、御理解賜りたいと思えます。

以上でございます。

議長（堀口武視君） 前田議員。

5番（前田千代子君） もう一度チャイルドシートのことなんですけれど、古くなって各家庭で使えなくなったチャイルドシートを寄附してもらってそれを利用するとか、新しく買う人には半額を援助するとか、そういうことは考えておられないのでしょうか。

議長（堀口武視君） 梶本市民生活環境部長。

市民生活環境部長（梶本敏秀君） ただいま1点目の古くなったチャイルドシートということでございます。

この件につきましては、岸和田市さんの方でこういうふうな交通の考え方ではなく、廃棄物減量推進課というリサイクルをやっているところですけど、そういうところであるかと思えます。ただ、実績を見てみますと、岸和田市さんでも年間で21件とか14件とか、非常に少ないというふうには

思います。それと、これらのクリーニングとか点検、その辺の衛生面での取り組みが非常に必要でないのかなということを感じます。

それから、もう1点の費用負担でございますけど、これにつきましても現在それをまだ検討しているというような段には至っておらないということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（堀口武視君） 前田議員。

5番（前田千代子君） それでは、教育のことで再質をさせていただきます。

私の知っている先生も、先週1週間はほとんど10時でないとおうちに帰れないということで、5時15分以降はサービス残業ということで、先生方は全然残業手当というのはいらないですね。そういうことで、やっぱり体を壊したりしている先生方もあるということで、健康状態の面からも先生方の労働の実態調査というのは、ぜひとも欠かせないと思うんです。お忙しくなったということは、教育委員会でも把握されていそうなんですけれど、それを調査をするということは大切だと思うんですが、その調査のお考えはありますか。

議長（堀口武視君） 飯田教育指導部長。

教育指導部長（飯田 実君） 教員の多忙化ということで再度御質問がありました。

確かに中には、今、議員御指摘のように遅くまで頑張っている教員もおります。ただ、本当に教員の仕事の勤務内容というのは多様化しております。やはり単に教科だけ教えて勤務時間内ですべてが終わるのがベストであります。やはり教員に対しまして、保護者または地域の方たちが期待するものというんですか、求めているものというのが非常に多くなっている現状があるかと思いません。また、そういったことにこたえていきたいという教員の思いも大事にしていきたいなというふうに考えております。

それから、実態調査のことなんですが、教員につきましても、先ほど超勤手当等がないとおっしゃったんですが、正確に申し上げますと、4%の調整手当がつきまして、それが超勤手当等にかわるものとして存在しております。

それから、もちろん勤務時間につきましては、原則8時間ということです。その中でこなしていくということで、私どもとしましては、そういう超勤というんですか、サービス残業を前提としたそのような実態調査というのは、現在のところ考えておりません。

ただ、学校長等からのヒアリングにより、教員の健康管理という一面におきましてはやはり大事にしていかなければなりませんので、そういった面でさらに学校長の管理、指導性に対しまして指導していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

議長（堀口武視君） 前田議員。

5番（前田千代子君） ぜひともそういう実態調査をしていただきたいなと思います。

今、先生方はお昼休みの休憩時間がないということをお聞ひしています。お昼休みも何か給食指導とか食事指導ということで、教室で生徒と一緒にそういう食事をしてるらしいんです。

やはり先生も労働者の一人でありますので、労働基準法が適用されると思うんです。そういう基準法から照らしても、こういう8時間以上の労働時間に対して、休憩時間が与えられていないということについては、どのように思われますか。

議長（堀口武視君） 飯田教育指導部長。

教育指導部長（飯田 実君） 再度、御質問に対しましてお答え申し上げます。

休憩時間は、教員は確かにとりにくいという状況はあるかと思ひます。しかし、労基法からいたしましても、教員に対しまして休憩時間を与えないということは、これはあってはならないことでもありますので、私どもは休憩時間の明示ということを本年度学校長に指導しております。

学校長の方は、その教職員に対しまして、確かに議員おっしゃったように、本当は午前11時から午後2時の間にとれば一番いいんですが、やはり教員の勤務、子供たちが学校にいる状況等を考えたときには、その時間でとればいいんですが、学校長の判断によって、休憩時間がそれ以外のところで45分とれば、それに対応していけるというふうに考えております。

よって、休憩時間をとっていないということに

対しましては、先ほど申しましたようにそれぞれの先生方に対して、学校長が休憩時間を明示するという形になっておりますので、休憩時間は確保されていると考えております。

議長（堀口武視君） 前田議員。

5番（前田千代子君） そしたら、先生方の忙しさということは、教育委員会の方でもしっかりつかんでおられるわけですので、このまま見て見ぬふりをするというわけではないと思うんですが、やはり原因をよく調査していただいて、最近聞くところによりますと、もう定年になるまでに、50歳前半という若い年代で学校をやめていかれる先生がふえているらしいんです。そういうことも、やはり今の教育の実態と何か関係があるように思います。それで、長期欠席とかされてる先生もおられるとお聞きしていますので、やはり先生の多忙さということは、思い切って解決の方向というか、何か対策を考えていただかないと、これからの子供たちに与える影響とかということも考えますと、それはほうっておけない問題だと思しますので、ぜひ先生方の勤務の実態調査をして、普通の民間のところで起こっている過労死とか、そういうことが起こらないようにしていただきたいと思うわけです。

ぜひ、そういう先生方のこういう長時間労働というんですかね、内容も濃いと思うんですが、そういうことに対する具体的な対策というか、そういうことを考えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（堀口武視君） 飯田教育指導部長。

教育指導部長（飯田 実君） ただいま前田議員の方から、教員の多忙化ということできざまな観点から御意見をいただきました。

ただ、50歳ぐらいでやめてる教員というのは、これは単に多忙化しているとか、そういったことだけが原因ではないと考えております。

もう1つ言わしていただければ、大阪府教育委員会の方では若特制度といいまして、その教員が60歳までに定年退職した場合、若特職員としてその学校で勤務できるという制度をとっております。もちろん給与等は半減または3分の1等になるんですが、ただ、そういった教員としてやはり

子供たちと、まあ言えば小学校低学年等でありましたら体を使って子供と接するというんですか、そういったことが少ししんどくなってきた教員は、やはりみずからそういった制度を使って教員として残るというんですか、そういうふうな形も現実にはあります。

最後に、実態調査の件なんですが、実態調査につきましては、今後事務局の方ですかしないかも含めまして検討していきたいと思えます。

議長（堀口武視君） 前田議員。

5番（前田千代子君） ぜひ、先生方の健康を守るためにも、子供たちの教育のためにも、実態調査の実施をお願いするところです。

バリアフリーのことで最後にお聞きをいたします。

砂川駅のエレベーターの設置については、具体的にある程度話がJRとか府と協議中の中で、見通しというか、そういうのがあれば教えていただきたいのですが。

議長（堀口武視君） 池上都市整備部次長。

都市整備部次長併土地開発公社事務局長（池上安夫君） 再度の御質問の中で、砂川駅のエレベーターの問題につきまして御答弁いたします。

砂川駅につきましては、和泉砂川駅周辺地区交通バリアフリー基本構想の策定を平成14年度に行っておりまして、その中でその方針に基づきまして計画が定められておるんですけども、具体的にはいつどのような時期に設置できるかというようなことにつきましては、まだその辺は関連のもろもろの都市計画の問題もございまして、決まっていないということですが、今後その辺の実現化に向けていろいろ諸作業ありますので、その辺頑張っていきたいというふうに思っております。以上です。

〔前田千代子君「終わります」と呼ぶ〕

議長（堀口武視君） 以上で前田議員の質問を終結いたします。

1時15分まで休憩いたします。

午前 11時54分 休憩

午後 1時16分 再開

議長（堀口武視君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番 東 重弘君の質問を許可いたします。東議員。

6番(東 重弘君) 21世紀クラブの東でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、平成16年第2回定例会において、大綱3点にわたり一般質問させていただきます。久しぶりの一般質問でございますが、理事者におかれましては、お手やわらかな答弁をお願いしたいと思います。

大綱1点目は、合併問題に関してであります。

先般、各地区より共有地について聞き取りをされましたが、その後の進捗状況をお聞きしたいと思います。また、ため池については聞き取りされなかったと聞いておりますが、それはどのような理由によるのか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、現存する財産区会計のうち、樽井財産区会計を除く財産区会計、いわゆるみなし財産区会計と言われるものでありますが、これは合併に当たってどのように処理されるのか、お聞きしたいと思います。

次に、市長は、合併後の共有地の処理について泉南基金構想をお持ちと聞いておりますが、これについて御説明を願いたいと思います。

次に、かつて多くの議員さんが質疑をした経緯のある近郊緑地についてであります。市長は本市の広域合併問題対策特別委員会での私の質問に答え、この問題は近郊緑地の面積を減少するのは難しいとすれば、3市2町をグローバルで考え、人間の生活上大切な緑地を公平に割り振るべき線引きの変更も議論すべきだと答えられておりますが、法定協もしくは首長間での話し合いの進捗はいかがなっているか、お聞きしたいと思います。

大綱2点目は、農業行政についてであります。

長年にわたり泉南市土地改良区に補助金を支出してきた経緯がありますが、平成15年より全額カットされております。この理由をお聞きしたいと思います。

また、平成15年の決算でのこの泉南市土地改良区の手持ち資金は幾らあるのかもあわせてお聞きしたいと思います。

大綱3点目は、環境問題についてであります。

長年にわたり新家地区の生活環境を破壊してき

た産業廃棄物処理業者が、平成17年3月の免許更新に当たり、悪臭の大幅削減を目指し設備改良計画が大阪府に提出されておりますが、最近この計画の一部を変更したい旨の申し出があったと聞き及んでおりますが、把握している範囲内でお答えいただきたいと思います。

この問題は、午前中の竹田議員の質問と重複いたしますので、変更部分のみ簡単に御答弁願いたいと思います。

壇上での質問は、以上であります。時間がありませんでしたら、自席より再質問をさせていただきます。

ありがとうございました。

議長(堀口武視君) ただいまの東議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長(向井通彦君) 私の方から、近郊緑地保全区域につきましてお答え申し上げます。

近郊緑地保全区域につきましては、昭和43年に区域の指定がされ、以後36年が経過しております。この間の近畿圏の社会・経済情勢は大きく変化している状況を十分認識し、見直しをすべきものと認識しているところでございます。

昨年の広域合併問題特別委員会におきましてお答えしました近郊緑地保全区域の取り扱い、合併するとした場合に、新市において広域的な観点から必要な緑地を保全し、近郊緑地保全区域として現実の土地利用に合っていないところについても、総合的な観点から見直しについても議論すべきであると申し上げたところでございます。

当然ながら、近郊緑地保全区域に限らず広域的な観点から考えなければならない、例えば市街化区域、調整区域の区域区分や都市計画全般についても、同様の観点から見直しをしていかなければならないと考えております。

合併協議会で現在進めております協議項目は、住民説明会において合併の是非の判断に必要な身近な事務事業について先行して行っておりますが、近郊緑地保全区域につきましては、その指定は国の権限に属するものでありますので、合併協議会の協議項目とはならないため、合併の方向が明らかになった後に、3市2町で調整した上で、大阪府に対して要望をしてまいりたいと考えているところでございます。

議長（堀口武視君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） まず最初に、東議員御質問の共有地の調査についての進捗状況及びその後の取り扱いについて御答弁申し上げます。

いまだ調査中ということで、まだ未提出の地区もありますが、提出いただいた調査表につきましては、現在、関係書類との突合作業等確認を行っているところでございます。一定の確認作業が終わり次第、各地区長と確定のための調整を行いたいと、このように考えております。

特に、各地区から登記名義人が個人名や、あるいは個人の連名といった土地で共有地である旨回答いただいている場合には、各地区と十分に調整協議が必要であります。

また、ため池については調査表に記入いただいております地区もありますし、記入漏れと思われる地区もございますので、市保管のため池台帳とも突き合わせを行い、各地区とも連絡を密にして確定に向けた確認作業を行ってまいりたいと、このように考えております。

それと、先ほどのため池の分でございますけれども、これにつきましては、我々この共有地の調査を行うときには各地区で持っておられる共有地等という形でお願いしております。そしてため池については、我々の方にも確認でどうしたらいいのかといった、そういったこともございました。

また、調査表にため池を記入されているところもございますので、このため池につきましては、今後各地区とも連絡をとりまして確認作業を行ってまいりたいと、このように考えております。

続きまして、みなし財産区の件でございますけれども、このみなし財産区につきましては、この平成16年度当初でございますけれども、11カ所の特別会計がございまして、その財産区が予算化されておりますが、この部分につきましては新市に引き継ぐことは非常に難しいと、このように考えておられて、合併までには今後早急に検討を行い議会の方にお示ししてまいりたいと、このように考えております。

それと、もう一つ、基金構想の問題でございますけれども、この基金構想につきましては、合併後にはこれまでの泉南市民の権益を守る必要性を

考慮しまして、財産の売却が行われたときには、ため池の場合には地元が5割、市4割、そして水利組合が1割の配分、あるいは水利組合がない場合には、地元6割、市4割の配分、そしてまた一方、共有山とかその他の雑種地にあつては地元10割としまして、そして樽井地区財産区の土地等については、地元7割、市3割といった配分にしてまいりたいと、このように考えております。

その際、新市への配分金につきましては基金として積み立てまして、現在の泉南市域での公共事業整備費に充当してまいりたいと、このように考えております。そして、この分については早急に3市2町間での合意形成を図ってまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく御理解のほどお願いしたいと思います。

議長（堀口武視君） 馬場都市整備部長。

都市整備部長（馬場定夫君） 議員御質問のうち、農業施策の土地改良区に対する補助金について御答弁を申し上げます。

議員御質問の泉南市土地改良区に対する補助金の件でございますが、当改良区に対しては平成14年度まで45万円の補助金を出しておりましたが、平成14年度決算において約128万円の繰越金があったため、財政健全化計画に基づく各種補助金の見直しの中で、平成15年度より当該補助金をカットしたものであります。また、当該土地改良区の平成15年度末の繰越金の残額につきましては、約56万円となっております。

以上でございます。

議長（堀口武視君） 梶本市民生活環境部長。

市民生活環境部長（梶本敏秀君） 私の方から、新家地区の悪臭問題について御答弁させていただきます。

議員の御質問の中で、今回事業者から提出された改善事業の変更された内容ということでございます。この件につきましては、午前中、竹田議員に御答弁させていただきましたとおり、1つは2次発酵方式がスクープ式からロータリーキルン方式に変わったこと、もう1つは脱臭装置が変更になった、以上のことでございます。

今後、市といたしましてもこの改善事業の実施状況について注視、監視していきたいと思っております。

ので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

議長（堀口武視君） 東議員。

6番（東 重弘君） 私、最初にお聞きたいなと思つたんですが、泉南基金構想の中で今配分の話が明らかにされたんですが、実は私、先日区長から、配分率決まったらしいな、事細かにお聞きしたと、こういう話を聞きまして、私はもう全く、きょうその10割とか樽財がどうのというような話は全然知らなかったんですが、これはどうなんですか、少なくとも樽財は議会の議決事項やし、区長が知ってるということについて、どの席でどのように言われたんか。私は、議会が知らないものを民間が知ってる。特に、財産区にあつては議会の審議事項もあるんですから、この辺をちょっとはつきりしていただきたいなと、このように思ふんですが。

議長（堀口武視君） 東議員の質疑の途中ですけども、先ほどの総務部長の答弁の中で、何か法定協に持っていく割合が確定したような答弁があつたわけでございますけれども、これについては総務部長、議会には私は報告を受けてないと、こう思ふんですが、どうでしょう。見解を答えてください。谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） ただいまのみなし財産区というんですが、共有地等の配分率の問題につきまして、実は今回の共有地に係る調査を各区長さんに文書でお願いしたと。その時点で現在市が考へてる配分率というんですが、それをこういう形だということで、おのおのですけども、説明を担当の方からさしていただきました。

そして、その説明と調査書を渡しました。調査書については、これは各地区が把握されてる共有地について報告してほしいと。そして、その共有地の地目でありますとか、あるいは地番でありますとか、そういったものを報告していただいたということになってます。

そして、その後、ことしの5月に区長会の総会がございまして、今まで我々各区長さん個人個人に市の意向をこういう形だということを説明さしていただいておりますので、全員が集まられた場で再度確認さしていただくかということで、今

我々が考へてる配分率について説明さしていただいたということでございます。

ただ、この共有地の配分につきまして、昨年ですけれども、今後の共有地等の取り扱いについて、総務と合併の特別委員会ですけれども、そちらの合同委員会の資料で、今後の共有地等の取り扱いについて、現状がどういふふうな扱いをしてるんか、そして今度合併に当たつて市が共有地等をどういふふうに扱つていこうとしてるんか。そして、あと、そのほか3市2町でこの財産区についてどういふ扱いをしてるんか、あるいは共有地等についてどういふ扱いをしてるんか、そういった資料を出さしていただきまして、市として共有地については従来よりも地元の方々にとっては有利な方向でこれは考へていきますよということがあつて、そのときに具体的に市が考へてる率など報告さしていただいたと、このように私の方では理解をしてるということでございます。

議長（堀口武視君） 今、総務部長の答弁でございますけれども、前年、私、総務委員長をやっております。

確認のために暫時休憩いたします。

午後1時32分 休憩

午後3時49分 再開

議長（堀口武視君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

東議員の質問を続行いたします。東議員。

6番（東 重弘君） 一般質問中ですから、続けて入りたいと思ひます。

ただいまの休憩前に私は聞いてないと、こういう話をしたんですが、なるほど市長が言われるものはお聞きをしております。ただ、それをもって法定協に臨みますと、こういうことを聞いてないと。私は質疑がもう一度あるものやと、こういうふうに思つてるから、法定協にこれをこのままでいくんだということを聞いてないと、そういうことを申し上げました。

それでは、お聞きをいたします。ため池の件なんですけど、ため池というのは固定資産税法の348条第2項第6号、非課税、このような扱いになっております。御承知のように昭和58年まで、ため池を除く共有地は本市は課税をされてた、こ

ういう経緯がございます。

現在、まだため池はこれから聞き取るんだ、こういうふうな答弁をいただきましたけれども、私は一番ため池が調べにくいんじゃないかなと思うんですね。というのは、非課税ですから、課税であれば昭和58年までの台帳というのはある程度そろってると、こういう解釈も成り立つんですが、ため池については、これは私の知るところでは個人名もたくさんあります。未登記もあります。これを聞き取る時抜けてんの、私は一番時間かかるものがまだ何の聞き取りもしてない、こういうことなんです、これはいつの時間に間に合うように聞き取りをされてるんか、ひとつお答え願いたい。

議長（堀口武視君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） ため池の件でございますけれども、現在、共有地等の調査で各地区の方からため池をこの調査表の中に記入していただいてこちらの方に報告願ってるところもございます。

それと、ため池については、我々の方にもため池台帳というのが備えられておりますので、その辺と、あと各区の方から出てくる分とか、そういった台帳と地元から出てくる分について、我々としては事務的にその辺を確認作業をしてみたいと、このように考えております。

議長（堀口武視君） 東議員。

6番（東 重弘君） いや、私が聞いているのは、ため池台帳がどのぐらい正確なんか。私の調べたところによれば、30年代の登記もあれば、もう当初から共財部ですが、載ってるやつあるんですね。これ共有地なんか、個人の共有なんか団体の共有なんか、場合によっちゃなかなかうまいこといかへんこともあるんじゃないか。

それと、市長は本市の合併の特別委員会で、みなし財産区についての地縁による団体の登記を認める、こういう御答弁をされてますが、そんなペースで間に合うかどうか。この結論をいつの時期に理事者は照準当てて求めてんのか、こういうことを聞いているんですよ。

議長（堀口武視君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） 現在、共有地等の調査を行いまして、ため池も含めてですけども、確認

作業を地元と市の方としていくということなんですけども、もちろん一番最初に調査表を出さしていただいたときには合併の問題が協議されておりますので、そのときに我々としても事務的に確認したいということもありまして、調査をお願いしたいということもありますので、我々としては合併というのを頭に入れながら確認作業を進めてまいりたいと、このように考えております。

議長（堀口武視君） 東議員。

6番（東 重弘君） それじゃ端的に聞きますね。いつ、例えば8月22日に照準合わすのか、3月31日に照準合わすのか、どちらだと考えておるんですか。

議長（堀口武視君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 住民投票までに決めなきゃいけないのは、基本的な考え方、すなわち法定財産区以外の財産、それぞれの市町であると思しますので、これについて前から御答弁申し上げておりますように、歴史、それから経過、経緯あるいは慣習も違いますから、それはそれぞれの市町のまず配分率についてはお互いに尊重しましょうということが1つと、それからそのうち配分したお金が新市に入ることになるわけですね。その使い道をきっちりと決めよう。

私は基本的には、御質問をいただきましたように目的基金として積むということで提案をしたいというふうに一部話もしてありますが、それはきっちりと住民説明会までに決めておかなければいけない。決めるというか、これは法定協で決める案件ではありませんので、3市2町で合意をしとかなきゃいけないというふうに考えてます。

あとの財産の整理とか、あるいは突き合わせとかいう部分については、実際の合併というのは少し先でございますので、その間に整理をきちっとしていくと。ただ、いつまでもというわけにはいきませんので、できるだけ早くやりたいと思っておりますが、住民投票とかに縛られるということではないというふうに考えております。そのときには考え方をきちっと地元で御説明しなきゃいけないということでございますので、その点で御理解いただきたいと思っております。

議長（堀口武視君） 東議員。

6番(東 重弘君) 御説明はよくわかっておるんですが、地元の財産ということになりますと、非常に心配なんです。特に、地縁ということを選択できるような集落は、ぜひ合併までに何とかけりは当然必要やと、こういう認識に立っております。これはどこでもそうだと思うんですね。

市長が言われましたように、法定協でやる分については、これは大枠といいますか、市町村の名前であり、使用料、手数料である。ところが、これは市民が持つ財産権なんです。特に、その辺がシビアやと思います。

だから、例えば端的に言いますと、新法で亡くなってまして、ずっと前に亡くなって、21年から相続が発生してる 個人の場合ね。こんなもの民間が登記を変えるというのは難しいんですよ。これは、市長の職権か何かでやってあげると非常に難しい。それが泉南市の名前の中でやってほしいし、向井市長は地縁の団体があれば移すと、こういうお話をしてるんやから、早急にしなければ間に合わないんじゃないんですか、こういう意見を持ってこの質問さしてもうたんです。

だから、その辺は地元が非常に合併に関しては、もう前から言ってるように、これには早く判断をしてほしいと、こういうことは多くの区の要望であります。まだ、いまだに聞き取りもしてないし、これから聞き取って調べて、そういうので本当に間に合うかどうか、ぜひ精力をつぎ込んでやっていただきたい。

次から次へ遅いじゃないかという質問をするんですが、今、議長になっておられる堀口議長が平成13年の予算委員会で、どこにあるかわからんような共有地の管理でええのか、共有地台帳をつくらなあかんやないかと言うて、つくるといふ答弁されてるんです。それなのにまだされてない、この分はね。ようやくほかの分については、2月でしたか聞き取りに入った。本当に遅いんじゃないか、こういう趣旨で申し上げますので、ひとつぜひ合併までにはやっていただきたいなと思うんです。市長も泉南市は泉南市のはっきりとしたものを決めるべきだとうちの特別委員会でもおっしゃってますから、ぜひお願いしたいと思います。

それから次に、みなし財産区の件なんですが、これもまた慎重に協議して速やかに対応したい、こういうお話をされてるんですが、これも私は地区の、意見が違う方もおられますが、45%取られたり50%取られたり 取られたと言ったら失礼かな。その残りなんです、これ地区の。これが合併で持っていかれるというようなことは、これは地元感情としては許せない話だと思うんですよ。

これ市長、議会に さっきの共有地の割合の話も一緒ですよ。私はぜひ議論したかったな。今回でも水利の問題で45、45、10と言ったら少ないやないかと、土地改良区どうなんねんと。後でしますけども、これとて議会に相談をしなければ、議会の議決は絶対要るわけでしょう、解消するのにはね。だから、そういうことを積み重ねていかなければ、解消して地元へ渡しますよ、これ3月に済むか 3月しかしようがないですよ。

そういうふうになりますと、議会の議決というのは必ず必要ですから、もう少し議会への働きかけもしっかりしていただかなければ、可決ということは100%保証できないんで、そうすると約束がまた変わってくると。これが手順になりますので、ひとつ議会との話し合いはもっと積極的にこれもしていただかんと、やりますというのは空手形になる可能性がありますから、ひとつその辺はよろしくお願いしたいんですが、その点のお考えはどうですか。

議長(堀口武視君) 向井市長。

市長(向井通彦君) 樽井財産区会計以外のみなし財産区会計については、合併までに整理をしないといけないというふうに考えております。

それは、整理の仕方といいますか、1つはそれまでに地域の皆さんでそれを有効に活用するという考え方が1つと、それから今そういう緊急な整備がないという場合には、その財産をどうするかという問題とあると思うんですね。ですから、これらも一定の考え方を近々我々の方で整理をして、また所管の委員会も含めて考え方を御説明をさせていただきたいというふうに思っております。ですから、今持っているその他財産区については、合併までに整理をするという方針でおります。

議長（堀口武視君） 東議員。

6番（東 重弘君） 前々から整備をされるということは、私も市長の意向として公式ではないですが、お言葉の中からはわかってたんですが、ただ整理するにはいろんな外的要件もあります。

それと、この受け皿ですね。受け皿の問題も問題になるかと思うんですが、そういう話もちょっと議長の口から出たかなと思うんですが、例えば共有林、山ですね。山は即日財産区を解消してやるわけですね。区に対してね。これは財産区に残してるわけですね。みなしとしてね。分け

また、取ったと言ったら怒られますが、分けたときは適当な団体であるけども、出すときはちょっと吟味せないかんのだと、こういう話になりますと、これはおかしいんですね。取るときは適当な団体で、渡すときはちょっと不安定な団体と、こういうようなことじゃ困るし、その辺を一定、区と言っても法人格を持つ団体でないし、会計報告ももらてないんですから。それは水利組合であれ区であれ、やはり調べて出してやらないかん。

ところが、残ってるのを調べると、何が何でもわからないんですね。総務で聞いてもどれを処分したのか、たくさんあるやつもあるし、池のやつもあると。これも相当時間かかると思います、市長がそれまでにすると言ってもね。だから、その辺も精力的にやっていただかなければ間に合わないかなと思うんですね。

それと、議会への調整、これも必ず必要やと私は思いますから、それはぜひお願いしたいと思います。

それから、泉南基金構想なんでございますが、これはもう先ほど区長会にオープンにされたので、樽井財産区とその他みなしはため池が該当するのかな、そのみが該当するのかな、このように思うんですが、1つ問題は、合併後にこれをつくりますと、議会議決が必ず必要になってきますね。

基金の部分は繰り入れて、それは市の一般財源で使うなりしたらいいんですから、これは関係ないんですが、財産区をつくるのかつからないのか、市長の方針として。これをどういうふうに今みなしが法に照らして問題ある財産区だという意

見が、巴里議員からまた今回も出るのかなと思いますが、そういうものをまたつくるのか。つくるとすると、新たな議会でこの財源を使わしていただけるんかどうか、こういう問題もありますし、この前の浅草共有林の近畿自動車道のときにも申し上げたんですが、地元へ入れて、その基金のつくり方、そして寄附として割合を入れてもらうのか。

もうその割合は発表されましたから、なかなか変えにくいと思うんですが、その辺の基金のつくり方、またみなし財産区をつくるのかつからないのか、その辺はどう市長はお考えなんか、お聞きしたいんですが。

議長（堀口武視君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 新市に移行した場合に、泉南市がやっているような、みなし財産区と便宜上言っておりますが、そういう財産区会計設定ができるかという、これは非常に難しいというふうに思っております。

したがって、新市の場合は配分いたしますけれども、新市に入る分については、例えば公共施設整備基金の中に積み立てるという考え方にしなければいけないのじゃないかというふうに思っております。

その場合に、新市の中へそのまま入れてしまいますと、どこへどこへと言うたらおかしいんですが、他市町のところへも使うということになるわけでございますので、そういう形じゃなくて、これは泉南市だけではなくて、それぞれ同じような課題がありますので、目的的にこれは泉佐野地区分ですよとか、泉南分ですよというような積み立て方ですね。で、その地域のいろんな公共事業なんかに活用するというような形での基金の取り扱いをしたいということで、幹事会の方でもその辺のことも申し上げてるわけで、あと我々首長レベルで合意しなければいけません、そういう形で私どもは考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

議長（堀口武視君） 東議員。

6番（東 重弘君） 市長、基金の問題はそういうことだろうと思うんですが、私がお聞きしたのは、いわゆるみなし財産区会計ができる地元とい

いますか、権利者に渡す分ですね。これをどのようにされるのか。もちろんみなし財産区は無理だとおっしゃいますから、その辺の構想はどう基金構想はわかったんですが、その方の地元還元するというんですか、その辺はどういう扱いをされるのか。

私は多分、さっきも言いましたように、近道で地元へ入れて寄附してもうたらどうかと、基金へ。この方法が一番議会にも縛られないし、合併をにらんでもいいんじゃないんですかと、こういう意見を申し上げても、それは泉南市のときはという話で認めていただけなかった。

今後、泉南市を省みても、樽井財産区の予算がスムーズに通らないような状態、それが定数38ですかね、そのたかだか4分の1ぐらいの議員が、この予算を通そうと思うと大変なことになるので、そういう方法もあるんじゃないかなと思うんですが、その点についてどうですか。

議長（堀口武視君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 地元配分分につきましては、みなし財産区会計を設定しないとすれば、それは地元にお渡しする形になるかというふうに思います。この方法については、まだ最終固めておりませんが、例えば信達郷とか浅草の場合は法人格は持っておりませんが、一応きちっとした団体があって、そして組合、議会もありますから、そういう形であれば受け皿としてはしっかりされるのかなというふうに思います。

ただ、それぞれの地区ということになりますと、じゃどこが受けてそれを公正に管理・運営していくかという問題があると思いますので、これについては、一定地元もきちっとした受け皿とありますが、そういうものを考えていただく必要があるんじゃないかというふうに考えておりますので、そういうことができるのであれば、直接ということも当然考えられるんじゃないかと、このように思っております。

議長（堀口武視君） 東議員。

6番（東 重弘君） 市長の御答弁ですが、山については単独区でも2つ過去に受けさしていただきましたし、その御答弁からすると、今はよくて合併したらいかんのかなと、こういうふうな感じ

もするんですが、組合2つがしっかりしててというお話ですが、本市の場合、単独で受けてますよね。最悪、別所区がその財産を……、即日出てますからね。その辺も考慮して、恐らく絵にかいたもちにならないように、絶対に使えるように十分議論をしていただきたいと、このように思います。それはよろしくお願いします。

次に、近郊緑地保全区域なんですが、新家八幡山区という住宅を縦断する形で保全区域の線引きがなされております。聞くとところによると、旧住民法の駆け込みで許可したものが線引き後建った。現在、その線が依然として生きてる。こういうことにおいて地元で40年たった今、建てかえが始まっておりますが、建てかえ申請すると、保全区域内の住宅はどのような制約を受けてるのか。

また、大阪和泉泉南線と泉南岩出線の交差点、これも近郊緑地の中である。ほとんどの建物を拒否するような厳しい制約を受けております。これは本市の都市計画においても著しい障害になるんじゃないかなと思うんですが、その2点、理事者の答弁をいただきたい。

議長（堀口武視君） 池上都市整備部次長。

都市整備部次長併土地開発公社事務局長（池上安夫君） 近郊緑地の問題につきましてお答えをいたします。

まず、線引きの問題ですけれども、御指摘の箇所は、確かに旧住宅地等造成事業法による認可に基づく造成区域ということで、したがって造成地が完了する以前からあった分の中で一部かかっておったという箇所ですね。

それから、もう1点御指摘のところにつきましては、線引きのやり方が道路とか河川とか、そういう明確な地形地物で切っておるという性格上、道路と河川とかそういう形で切りましたので、一部におきまして近郊緑地的なところでないところも入っておるのも事実でございます。

指定後、全然さわられてないんですけども、確かなにじんではないところにつきましては、機会があればそういうものは直していかなければならないというふうには考えております。

もう1点、許認可の確認申請になると思うんですけども、これは当然いわゆる団地の中の分の建

てかえでございますので、既得の権利もありますし、それから合法的に建築確認もおりておりますので、普通の老朽化に伴う建てかえということでございますので、建てかえの許認可については問題がないというふうに考えております。

以上です。

議長（堀口武視君） 東議員。

6番（東 重弘君） もう1点、幹線道路の交差点、これが今幾つか張りつきがあります。この辺でこのまま都市計画を引かなくてほっとくと、非常に都市計画を打ちにくい状態になるんじゃないか、こういうふうに質問させていただいたんで、その辺の見解をお聞きしたい。

議長（堀口武視君） 池上都市整備部次長。

都市整備部次長併土地開発公社事務局長（池上安夫君） 再度、近緑区の関係につきましてお答えをいたします。

確かに、道路と道路を結んだ形で近緑の線引きがされております。言われてる趣旨は、一般的に都市計画でよく言います緩衝用途みたいな形での線引きを検討してはどうかというふうな御提案だというふうに理解してるんですけども、当然近緑だけじゃなくて、全体的には本市の総合計画の問題、それから都市計画の基本方針の問題等々、その中でミックスした形で総合的に考えていかなければならないということで、提案の趣旨はよく理解をいたしておりますので、その点は検討していきたいと思っております。

以上です。

議長（堀口武視君） 東議員。

6番（東 重弘君） 以前から私もずっと取り組んで、市長の答弁にも、地形地物ができたんだから、また1市では地域エゴになるけれども、合併が今度はいいい機会だと、こういうふうな答弁もいただいておりますので、その辺も法定協ないし首長間

法定協はそぐわないとおっしゃられたんですかね。首長間でも十分協議をして、今後泉南市が消滅するとか大きな市になると、非常に60%という面積が今でないとか話のできない部分もあるのかなと。合併してからやったら、もう同意した話やないか、合併のときなぜしなかったんかというような話になるかと思っておりますので、この辺の

対応も十分していただきたいと思っております。

次は、泉南市土地改良区なんですが、残金が56万円あると。カットした理由が128万円ほどあって十分な運営をやっていける、こういう話ですが、ここは年間45万円程度の経常経費がかかっております。これは15年に56万円であれば、16年で残が11万。17年の経常経費がない。このことについてどうなされるんか。今までやってきたし、私は本会議でも質問したときに、前の上林助役は、土地改良区でやらないで泉南市が事業をやってきたと。だから、こういう形態で土地改良区を一人前に育ててないんだと、こういうお話でしたが、その辺どうなされるのか。

議長（堀口武視君） 南都市整備部参事。

都市整備部参事兼農林水産課長（南 省市君） 残金がなくなったときはどうするかということでございますが、残金がなくなった後の必要経費につきましても、市におきまして当面補助をしていかなざるを得ないと考えておりますので、よろしくお願ひします。

議長（堀口武視君） 東議員。

6番（東 重弘君） そうしますと、泉南市土地改良区、泉南市に3つある中で1つだけ総代を置いてるんですね。総会のかわりに総代会を置くことができる、こういうことが土地改良法第23条第1項に書かれております。総代の任期は4年とも規定されておりますし、総代の選挙は市町村選挙管理委員会の管理のもとに行うものとする、これが23条の第4項にあります。

これは平成11年、15年、19年と。11年、15年は土地改良区から一般会計に繰り入れをされ、不用額として戻されております。そして、同法23条第5項に、選挙費用は改良区の負担とすると明確にうたわれておりますが、今の答弁でしたら選挙費用も補助金で出すのか。

議長（堀口武視君） 池上都市整備部次長。

都市整備部次長併土地開発公社事務局長（池上安夫君） 土地改良区の問題につきましてお答えいたします。

今後の泉南市の土地改良区、いわゆる新家大池、男里両改良区の受益地を除く分の取り扱いでございますが、基本的には農業基盤の整備並びに農業

生産の安定化に向け、当該改良区を主体とした事業等に関し検討を加えた上で、あわせて市負担の軽減についても考えていきたいというふうに思っております。

その辺の具体の執行の仕方等につきましては、いろいろ整理しなければいけない問題もございますが、基本的には今御答弁申し上げましたようなことで考えております。

以上です。

議長（堀口武視君） 東議員。

6番（東 重弘君） 答弁をしていただいてないように思うんですが、この選挙をできないとこの土地改良区がどうなるんか。空白になるとどうなるんか。

それと、補助金を出しながら行財政改革の一環として補助金を切った。何もしない団体に補助金を出すということは、行財政改革に逆行してるところが、切ることが行財政改革の一環であるのなら、出すと行財政改革の一環として切ったことが無意味だと思うんですが、この2点答弁を。

議長（堀口武視君） 津野行財政改革推進室長。
財務部参与兼行財政改革推進室長（津野和也君）

15年度から行革の方といたしまして、補助金等の削減をさせていただいたわけですが、その理由といたしましては、当時、毎年45万円ほどの補助金を歳出しておったわけですが、14年当時におきまして、私もきちっとした金額は定かではないんですが、百二、三十万の金額があったということがございました。

そして、毎年の実態を把握させていただきまして、選挙のある年につきましては、選挙費用として必要経費という形で出していただいて、それ以外の年は総会費用として大体10万円、そして大土連ですか、の負担金として約35万円ということで、選挙のない年は年間約45万ぐらいの歳出ということになっておりましたので、15年につきましては、選挙があった場合は60万ぐらい経費として必要になるとは思っておりましたが、その選挙もございませんでしたので、16年度におきましては大体約五十五、六万の金が残っておるということで、16年度は切らしていただいたわけでございます。

そして、過去の15年の予算委員会で先生の御質問の中に、この土地改良区について、あと補助金をどないするのかという御質問がございまして、当時の行革の方といたしましては、土地改良区として資金が底を打った場合については、一定の補助をしていきたいと御答弁申し上げておりますので、行革の方といたしましては、一度お約束してることとございますので、その部分については、17年度については一定、金額につきましてはどれだけ必要になるかわかりませんが、担当部局の方にはそういうことでお願いをしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（堀口武視君） 東議員。

6番（東 重弘君） 時間ないんで、これは明らかに選挙費用を補助金で出すというのはいかかなもんかという問題点を指摘しておきますし、市長、私、この話を議論するとき上林さんと、舞踏会に下着姿で行くようなことになるやないかと。新市では恐らく、事業するのは土地改良区やなしに泉南市がやってきたんだと、こういうお話やから、水利権はゼロであたり1だとはっきりとおっしゃってるんですよ。それを新たに持っていかれると明言されたんですから、これは非常に苦しいと思うんですね、土地改良区はね。事業はもう土地改良区でやろうやと、これが流れだと思うんですよ。行財政改革からしても、補助金を出すんなら出すで、その法人格を持ってやるべき団体がやったらええと、こういうふうな話にもなるうかと思うんですよ。

その辺で、私は法定協にこれで臨むんだという前に当然議論があるべきだと思ってたんで、先ほども聞いてない、こういう話をしたのは、この議論が空論になっちゃうんですね。もう今さら変えられない、こういうふうなことになりますしね。

そうすると、新市ではこれをやっていただかなければ、泉南市の農業、土地改良区の総代の選挙も19年にできないし、農業の後継者を育成すると、魅力ある農業にしたいということを施政方針でおっしゃってますから、その辺についてお考えをひとつ。

議長（堀口武視君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 耕地事業のあり方については、首長連絡会でも最終まで至っておりませんが、問題提起をいたしております。泉佐野なんかは比較的改良区がしっかりしてると思いますか、自立してる場所がありますので、そういうところはそこで事業をやる。その他については、市がやっておいて負担金をいただいているというやり方でやっていますので、これはやっぱりそういう形にやっていかないと、同じような形には当面無理だということになっておりますので、それは基本的にはそういう形でやっていこうという方向になっております。

最終確認というのが必要なと思いますが、話し合いの中ではそういう形になっておりますので、御理解いただきたいと思っております。

議長（堀口武視君） 東議員。

6番（東 重弘君） 市長ね、おっしゃることはよくわかるんですね。泉佐野が自立してやってる。これは本市もお世話になったこともあります。なぜ、市町村がやって負担金をもらってるというのか。泉南1なんですよ、水利権。阪南が3、岬が4という下地があるわけですよ、財源がね、もしそうなった場合、佐野にしても金があるのは、その金の積み立てが多いと思うんですよ、今までの経緯でね。

これから先、1では困るんじゃないかという議論をさしていただくと思うのに、もう1でいきますという発表をされてる。当然、私はその前に今までこれを取り上げてきたんやから議論をさしていただきたかった、こういうことで先ほど聞いてないという議論になったわけで、その辺が私、これからでも土地改良区については啓発啓蒙、こういう状態ですよ。自分らで賦課金を取るなら取ってやるようになりますよ。恐らく承知されてないと思うんです、そのことをね。

こういう窮地になって選挙できないような状態、補助金を上げるというても、僕は選挙費用を補助金で出すと問題あるんじゃないかなと思うんですけどね。この辺をしっかりと啓発啓蒙を今からでもしていただかないと、大変なことになると思います。ひとつよろしく願います。

それから、時間がありませんが、環境問題です。

実は梶本部長、地元の人間として、私も工場へも行き、会議にも出たんですが、この産廃業者には今までだまされ続けてたんですよ。この免許の更新というときには非常に地元が対等に話し合えるというか、期待度が高い。そして、業者がこのときに踏ん張りきらんと困るわけで、非常に良好な関係といいますか、業者にしたら困るような関係になるんですが、今がこの期を逃すとまた免許期間中だめだと。そして、過去に野積みのおきに、雨が降ったから堆積物出せませんねんと、天気になれば持っていったけど受け取り先はもう入りませんからということで、延ばして延ばして延ばしたんですよ。

これ、またぞろ設備を変えるという話が出ておりますが、このフローを見させていただきまして、工事完了後、試運転で3カ月においが出るか出ないかという期間を設ける、こういうのがありますね。そして、そこから審査して、また書類審査するというフローがありますが、今、大阪府はそれを認めるかどうか、まず変更を認めるかどうかというような時間もあって間に合うんかどうか、3月31日に。市の見解、どうですか。

議長（堀口武視君） 梶本市民生活環境部長。

市民生活環境部長（梶本敏秀君） この辺の時期が間に合うのかということでございますけれども、今回提示されております改善計画、これに基づきまして住民説明会を行います。これをなるべく早い時期に行います。仮に7月に行ったとしますと、工事自身が2カ月から3カ月、ですから9月なり10月なりにはできると思います。それから2カ月なり3カ月においのモニタリングを行うと。その上での判断ということでございますので、物理的には間に合うんじゃないかなというふうには理解しております。

以上です。

議長（堀口武視君） 東議員。

6番（東 重弘君） 間に合うとおっしゃったんですが、もし間に合わなかった場合には、もう免許は絶対に交付しないのか。

それと、無臭期間にはにおいがしなかった、動き出してから悪臭が出ると、これも免許を取り消すんか、その辺の見解はいかがですか。

議長（堀口武視君） 梶本市民生活環境部長。
市民生活環境部長（梶本敏秀君） その点のこと
でございますけれども、その辺につきましては、
市長も今まで大阪府の担当部長さんにも確認をと
っております。また、先般、府の職員が改善の方
法で来たときにも再度っております。

私も先週末に事業者とお話をさせていただいて、
大阪府からそのような話を聞いているかというふう
な確認もしておりますから、大阪府、市、事業者
が皆、今回臭いがなくならなければ更新できない
という感覚のもとで取り組んで、これが事実で
ございます。

以上です。

〔東 重弘君「終わります」と呼ぶ〕

議長（堀口武視君） 以上で東議員の質問を終結
いたします。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ
これを延長いたします。

次に、7番 市道浩高君の質問を許可いたしま
す。市道議員。

7番（市道浩高君） こんにちは。ただいま議長
のお許しをいただきました緑風会の市道でござい
ます。平成16年第2回定例会におきまして一般
質問の機会を得ましたので、通告に従いまして一
般質問させていただきます。

まだまだ不況が続く本市におきましても、非常
に厳しい財政の中で市民ニーズの酌み上げも難し
いことでありましょうが、行政と市議会が相互に
協力し、この難局を乗り越えていかなければなら
ないと考えています。私も市議会の一員として、
市民ニーズに十分こたえていけるよう努力してま
いります。

それでは、行財政改革についてお聞きしますが、
行財政改革の質問に入る前に、現在の財政状況を
確認する意味も込めまして、平成15年度の決算
についてお聞きします。決算内容の詳細について
は、現時点で把握ができていない限り、わかっ
ている範囲内でお答えいただければと思っていま
すので、よろしくお聞きいたします。

まず、1点目は、収支についてであります。

今議会の報告案件の第4号において、繰上充用
4億1,163万5,000円となっているところが

ら、平成15年度末時点における赤字額は繰上充
用の額となると思いますが、この赤字額は財政健
全化計画のローリング案と比較してどうであるの
か。予測していた額よりも赤字が増加しているの
か、減少しているのか。また、その原因はつかめ
ているのか。つかめているのであれば、お答えを
お願いします。

次に、平成15年度決算額と健全化計画のロー
リング案との額のずれが財政健全化の実現に際し
てどのような影響を及ぼすことになるのか、現時
点で見込めるところをお聞かせください。

本年度より第3次の行財政改革に取り組んでお
られますが、平成13年度から平成15年度まで
のいわゆる第2次の行財政改革について、一定の
総括を行った上での第3次行革があると思うので
すが、第2次の行財政改革についてはどのように
総括しておられるのか、端的にお答えいただき
たい。

次に、その総括を受けて今回の第3次行革大綱
案が示されてきたと思うのですが、財政の健全化
はもちろんのこと、第2次行革から引き継いだと
ころや市としての新たな課題、あるいは社会経済
情勢の変化などに対応していかなければなら
ないところなど、たくさんの課題が山積している
と思います。

第3次行革を進めるに当たり、そのあたりをど
う整理して、どう解決していくのが重要である
と思うのですが、特に右肩上がりの経済成長が終
わり、少子・高齢化社会が急激に進展していく中
で、限られた財源の有効活用とあわせ多様な市民
の要望にもできる限りこたえていくため、今後ど
のように行革を進めていこうとしているのか、お
答えください。

また、財源の有効活用を行いながら市民や地域
のさまざまな課題にこたえていく1つの手法とし
て民営化が有効な手法ではないかと考えておりま
すが、そこでお聞きしたいのですが、本市の民営
化や民間委託の現状はどうなっているのか。第3
次行革を進めるに当たって、民営化等の課題にど
のように取り組んでいくのか、お答えをいただき
たいと思います。

次に、教育行政について、今の学校教育につい

てお伺いいたします。

最近のテレビニュースや新聞記事などを見るにつれ、荒れた学校問題のニュースや記事を目の当たりにいたします。そんな中、泉南市は別であろう、本市の教育委員会を初めとする学校関係者におかれましては、教育基本法の理念に基づいた本市の教育方針のもと、いつも生徒や児童に対し前向きに実施していただいているはずであります、いま一度学校教育についてお聞かせください。

次に、夏も近づき、学校教育の一環としてプールがオープンする季節になってまいりました。プールの準備も大変でしょうが、プールオープン前に際しましてお聞かせ願います。

昨年度、管理業務の中で事故があったようにお聞きしておりますが、この先どのような対処をされようとしておられるのか。また、今、プール熱という病がことしも昨年以上にふえていると聞きますが、そのことに関しましては、本市プール一般開放も含め事例があったのかどうか、お聞かせください。

次に、地域、保護者と学校のコミュニケーションについて、どのような形をとってこられたのか、またとろうとしておられるのか。本市においても、児童の登下校の際に危ない目に遭ったという事例の報告を受けておりますが、そんなときの学校の地域、保護者に対するコミュニケーションのあり方などお聞かせください。

次に、幼保一元化についてお伺いいたします。

少子・高齢化の今、分散された乳幼児教育を受ける場ではなく、幼保一元化した総合的教育の場が今の時代に望まれているのではないのでしょうか。そのあたりの御見解をお聞かせください。

次に、2学期制に入る前に一言、私はこの2学期制を娘の入学式の日に知りました。なぜ議会に報告がなかったのでしょうか。私からしてみれば、ゆとり教育ということで土・日が休みになり、またこの2学期制を取り入れることで、たしかテスト期間が1回減り、そのかわり始業式、終業式などで5日授業時間がふえるそうですが、今なぜこの制度を取り上げたのか、お聞かせください。

福祉行政について、まず委託事業全般についてということでお示ししてあるのですが、委託事業

の資料を取り寄せ拝見させていただいた結果、それだけで到底、私の一質の制限時間内におさまる分量ではありませんので、気になる項目としまして、配食サービス事業についてお伺いいたします。

配食サービス事業といたしましては、委託先については、たしか社会福祉協議会に委託されているはずですが、平成11年ごろからずっと随契で委託されていると聞いております。今回の委託金額に関しましても、1食当たり912円の配食サービスが行われている計算になりますが、その割に苦情が多いと聞きますが、そのことについては原課は把握できているのかどうか、お尋ねいたします。

次に、知的障害者事業についてお伺いいたします。

共同作業所などの就労できるための技術などを習得する場がありますが、そういった場所の実績を御報告ください。

次に、樽井第二老人集会場については、たしか樽井財産区の財産で建てられると聞いています。建てられた後のことに対してはどのように考えておられるのか、お示しください。

以上で壇上での質問を終わらせていただきます。議長（堀口武視君） ただいまの市道議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。市長（向井通彦君） 私の方から、行財政改革のうち、第2次行革の一定の整理と第3次行革の課題について御答弁を申し上げます。

平成13年度から3カ年を実施期間といたしました第2次の行財政改革では、事務事業の整理合理化、定員管理・職員給与の適正化等さまざまな行政課題の解決に取り組んでまいりました。

その結果、実施項目数では142項目中114項目、約8割の項目が実施となっておりまして、3カ年合わせまして約18億8,000万円の効果額が得られたところでございます。また、平成15年度末に予測されました財政再建準用団体への転落についても当然回避することができ、一定の成果が得られたものと考えております。

しかし、予想を超えた市税収入の減少などにより、計画に掲げた目標である行財政構造の転換を図り、もって財政の健全化への道筋をつけていく

ということにつきましては、結果としては不十分であったという認識を持っており、さらに従来からの緊縮的手法が中心になったことから、行政運営そのものの本質的な変革については、いまだ道半ばであるというふうに考えております。

今後、改革を進めるに当たっては、これらの点を十分反省した上で取り組んでまいりたいと考えておりますが、景気の動向等依然として不透明な社会経済情勢が続いている現状において、限られた財源を有効に活用した行財政運営を図っていくためには、市民にとって何が必要なのかを的確に把握し、市民にとって真に必要な行政サービスを提供していくことが大変重要になってくるのではないかと考えております。

先般お示しをいたしました第3次行財政改革大綱案では、こうした社会経済情勢の変化や地方分権の進展に伴う諸課題に的確に対応することで、市民が納得できる行政サービスを展開していくための改革を行うことを基本方針として取りまとめたところでございまして、すべての職員が本市の置かれている現状を再度認識し、行財政運営システムの改革など具体の項目を実施計画として早急に取りまとめの上、財政の健全化を強力に推し進め、改革を推進していく所存でございます。御理解をいただきたいと存じます。

議長（堀口武視君） 大前財務部長。

財務部長（大前輝俊君） 私の方から、行財政改革についてのうち、平成15年度の決算状況と今後の財政健全化計画への影響について御答弁させていただきます。

平成15年度決算につきましては、累積の額であります実質収支は4億1,163万5,000円の赤字となっております。平成14年度末の実質収支は7億8,498万7,000円の赤字であったため、単年度といたしまして3億7,335万2,000円の黒字という結果になっております。

財政健全化計画のローリング案におきましては、平成15年度単年度として約5,000万円の黒字と予測していたところであり、平成15年度決算額はローリング案より約3億2,000万円改善したことになります。これらの要因につきましては、分析を終えていないため詳細までは把握できてお

りませんが、現時点では主に人件費の縮減によるものであると考えております。

これはローリング案策定の時期との関係で、15年度マイナス人勤による職員給の平均1.2%のカット、並びにボーナスの0.25カ月カットなど、健全化計画のローリング案では見込んでいないことから生じたものであると考えております。

マイナス人勤などの関係もあり、平成15年度は単年度約3億7,000万円の黒字となっておりますが、その内容を見ますと、公債費管理基金からの繰り入れが約3億4,500万円、同じく公共施設整備基金からの繰り入れが約5,000万円、また目的基金であります地域福祉基金からの繰り替え運用が2億円の合計約5億9,500万円となり、これらを除いた実質的な収支は、約2億2,000万円の赤字となるものであります。

このように、15年度決算は結果的に健全化計画より好転したものとなっておりますが、その内容については、さきに答弁させていただきましたように赤字体質であり、またさらに16年度以降は健全化計画では見込んでいない三位一体改革による影響を受けることから、健全化計画の達成に向け新たな取り組みを行うなど健全化計画のローリングを行いまして、財政の健全化に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（堀口武視君） 津野財務部参与。

財務部参与兼行財政改革推進室長（津野和也君）

私の方から、行財政改革のうちの民営化について御答弁を申し上げたいと思います。

第2次の行財政改革におきましては、し尿処理場の運転管理業務並びに小学校の給食配せん員などの民間委託を実施したところでございます。市が提供しているサービスでありましても、民間にゆだねた方がより効率的なサービス提供が可能なものについては、積極的に民営化や民間委託を進めていくという行政運営のあり方に一定の道筋をつけることができたものと考えておるところでございます。

そして、第3次行財政改革におきましても、人件費などの経費節減などの効率化と市民満足度の向上が同時に達成できる業務につきましては、早

急に民営化などに関する実施方針を取りまとめた上で、民間の発想や能力を十分取り入れた中で民営化などを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（堀口武視君） 梶本教育長。

教育長（梶本邦光君） 議員御質問の教育行政の中で、学校教育について、それから地域、保護者と学校のコミュニケーションについて、私の方から御答弁を申し上げたいと思います。

まず、学校教育について御答弁申し上げます。

議員御指摘のとおり、学校教育は教育基本法や学校教育法に掲げられた目的を実現するために行われなければなりません。本市教育委員会としましても、学校教育は就学前教育に引き続き生涯学習の基礎となるものであり、人間形成に必要な資質である豊かな個性や社会性、人権尊重の精神、基礎学力、健やかな体、みずからが主体的に学習する意思と態度などを育てるという非常に重要な役割を担っていると考えております。

しかし、現在の教育現場は、国際化、科学技術や情報化の進展、少子・高齢化、環境問題など、かつてない社会の変化に対応した教育を進めることが必要になってきております。また、いじめ、不登校や児童虐待、少年非行の低年齢化など早急に解決を図らなければならない問題がございます。そのために、教育問題審議会におきましても「本市における今後の学校教育のあり方について」を審議していただいております。開かれた学校づくり、学ぶ喜びをはぐくむ学校づくりとなるよう答申をいただき、学校教育の役割を果たせるよう努めてまいりたいと思いますので、御理解をお願い申し上げます。

続きまして、地域、保護者と学校のコミュニケーションについて御答弁を申し上げます。

これからの学校におきましては、地域住民や保護者との協力、連携を推進し、教育活動や学校運営の改善を図ることが重要であります。

また、学校が主体性を持って、地域住民や保護者の意向を的確に把握した学校運営を行うとともに、学校みずからが学校に関する情報を地域社会や家庭に対して積極的に発信していくことが必要であります。このようなことから、地域、保護者

と学校のコミュニケーションを深めることは、非常に重要なことであります。

地域の教育コミュニティづくりの核となりますすこやかネットの取り組みやPTA活動、さらには地域と学校がお互いに連携し、協働して教育活動や学校運営の改善に関しまして意見交換を行い、学校の課題を解決していくための学校協議会の設置など、地域、保護者と学校が今後もコミュニケーションをより深めることができるような取り組みの充実を図りたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。

議長（堀口武視君） 中村教育総務部長。

教育総務部長（中村正明君） 学校プールにおける事故について御質問がございましたので、お答え申し上げます。

昨年の7月の下旬、学校プールの一般開放中、西信達プールで事故がございました。これは、監視員の不注意によって西信達小学校の女子児童を負傷させたもので、児童及び保護者に対して大変御迷惑をおかけいたしました。

事故発生後、相手方には監視委託業者とともに誠意を持って対応させていただきましたが、教育委員会としてとりわけこのような事故が二度と発生しないように、緊張感を持って監視業務に当たるよう改めて委託業者への指示を行うとともに、各プールへの巡回も抜き打ち的に実施いたしました。

今年度も10カ所の学校プールを一般開放いたしますが、以上のような昨年の経過を踏まえ、市民の皆さんに安心して遊泳を楽しんでいただくため、今年度の業者に対して徹底した監視業務の遂行を命じていく予定でございます。

なお、あわせまして今年度も土曜、日曜をオープンいたします。小さいお子様には必ず保護者が同伴されるようということで、より一層PRに努めてまいりたいと、そう考えております。

議長（堀口武視君） 飯田教育指導部長。

教育指導部長（飯田 実君） まず、プール熱のことからお答え申し上げます。

プール熱に関しましては、ここ数年、現場からプール熱にかかったという報告は受けておりません。しかし、本年度は6月から非常に流行という

んですか、全国的に増加しているという情報がありまして、文科省の方からも都道府県各市教育委員会に対して注意を呼びかける文書等が届いております。

それで、本市におきまして6月17日付で、学校・園長に対しまして本年の咽頭結膜熱に関する対策についてということで、予防に関して徹底するよう具体的な指示を行っております。

続きまして、保幼一元化についてお答え申し上げます。

戦後の我が国の保育施策は、幼稚園は学校教育法に基づく学校として、保育所は児童福祉法に基づく児童福祉施設として、制度的に二元化のまま推移してまいりました。

一方、両施設とも小学校就学前の幼児を対象としていること等から、文部科学省と厚生労働省は、施設の共有化の指針策定、教育内容・保育内容の整合性の確保、幼稚園教員と保育士の合同研修、子育て支援事業の連携実施など両施設の連携強化に努めてきております。

また、構造改革特区におきましては、一定の条件のもとに幼稚園児と保育所児と一緒に教育、保育することが認められるようになり、全国的にも保幼一元化の動きが広がり始めております。

国におきましても、保育所と幼稚園の機能を一体化した総合施設を平成18年度に設置することを決定し、平成17年度より試験事業を始めることになりました。

泉南市におきましては、鳴滝幼稚園、鳴滝第一保育所、鳴滝第二保育所は、所管は異なりますが、保育内容の一元化を目指して合同カリキュラム会議や合同運動会等の取り組みを進め、就学前教育の連携を図ってまいりました。

今後は、泉南市内の幼稚園、保育所がお互いに理解を深めながら、どのように連携あるいは新しい関係を築いていくかを教育問題審議会で検討していただく予定であります。

次に、2学期制の経過について御答弁申し上げますが、その前に2学期制の導入につきまして、本市教育委員会の方が議会に報告させていただいたのが4月ということで、既に決定した時期となり、報告が非常におくれました。大変御迷惑をお

かけしております。こういった重要な制度変更につきましても、事前に十分報告すべきだったと深く反省しておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

それでは、本年度より泉南中学校におきまして試行実施されています2学期制の経過について御答弁申し上げます。

完全学校週5日制の中で学習指導要領の最低基準性が示され、授業時数の確保が重要となっております。10月の体育の日で前期と後期を区切る2学期制は、従来の3学期制と比べて、始業式1日、終業式1日、定期テスト3日の計5日を授業日として使えるため、授業時数の確保に有効であります。

泉南中学校では、先行して2学期制を実施しております東大阪市の中学校を視察し研究する中で、生徒の成長に大きな効果が期待できる学校行事を削減することなく、授業時数の確保ができる2学期制の実施を決めたものであります。

2学期制は、従来より長いスパンで指導計画が立てやすくなり、夏季休業や冬季休業が学期途中になることにより、休業中の学習の努力が休業後の期末テストに反映されやすくなることから、適切な課題を与えることにより、長期休業日の学習をより意欲的に取り組ませることができるとのメリットがあります。

定期テストや通知票の回数が減ることで適切な評価ができるのかという不安に対しては、定期テストの間に基礎復習テストを実施したり、テスト連絡表や保護者懇談会を通じて、よりきめ細やかな評価や、生徒の状況を保護者に伝えるよう努めてまいりますので、よろしく御願い申し上げます。議長（堀口武視君） 楠本健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（楠本 勇君） 福祉行政につきましてお答えさせていただきます。

まず、配食サービス事業の委託についてでございますが、この事業につきましては、食事の調理が困難な在宅の高齢者等に対し、栄養のバランスと献立に配慮した食事を訪問により定期的に提供し、食生活の改善と健康増進を図り、あわせて安否の確認を行うことによりまして、高齢者等の在宅生活を支援する事業といたしまして、社会福祉

協議会に委託させていただいております。

対象者としましては、65歳以上のひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、また単身の重度障害者や重度障害者のみの世帯の方々となっております。

配食日につきましては、週3回を限度とし、1日1食、また安否確認につきましては配食ごとに2回行っており、申請については地域の民生委員さんをお願いしております。

なお、今年度から初期調度といたしまして、使い捨て容器から保温容器に変更し、常に温かい状態で配食するとともに、緊急時等異常事態におけるマニュアルを作成し、利用者の安否確認、安全確認の強化を図っているところでございます。

社会福祉協議会に対する委託内容としましては、配食の利用に際して、民生委員さんとの連絡調整やそれに向けての実態調査の確認、利用者の不在時における配食や安否確認、配食時間外での配食、判定委員会の開催、また利用者と調理事業者、学識経験者、行政等で構成します食の自立調整会議の開催等をお願いしているところでございます。

また、御指摘の委託先の関係でございますが、隣接市町におきましても社会福祉協議会が委託を受託しているといった状況等もございまして、事業の運営が利用者に対しスムーズに行えるものとして、平成11年度より委託をお願いしてきたものでございます。

今後とも利用者に喜んで御利用いただけるよう配慮しながら配食サービス事業に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく御願い申し上げます。

続きまして、知的障害者事業についてでございますが、本市では市内知的障害者に対し、療育手帳の申請交付経由事務やそれに伴う相談支援、また平成15年度からの支援費制度の中で居宅介護、短期入所、デイサービス、グループホームといった在宅サービス、施設への入通所などの施設支援を行うなど、本人のニーズに合わせたきめ細かい施策を展開しております。

特に、本市では平成5年度に知的障害者通所授産施設泉南作業所と地域生活支援施設泉南デイホームが他所に先駆け開所された当時から現在に至

るまで、本市知的障害者福祉施策の発展に大きく寄与しているところでございます。主な事業内容としましては、パン、クッキー、陶芸といった授産活動のほか、障害者が自立した生活を送れるようさまざまな訓練実習等展開しているところでございます。

また、平成11年からは、ワークセンターHOSが知的障害者無認可作業所を開設し、野菜づくりやケナフを使った紙すき、料理やパソコン教室、和太鼓演奏を通じての地域交流等を行いながら活動を続け、現在に至っております。

本市としましても、障害者施設の安定的運営の観点から、泉南作業所、泉南デイホーム、ワークセンターHOSに対して、国の支援費制度や大阪府福祉作業所補助金などを積極的に活用するとともに、あわせて重度障害者に対する加算援助として、作業所、デイホームについては平成5年度より、またHOSにつきましては本年度より補助金として支出させていただいております。

しかしながら、本市の厳しい財政状況を踏まえ、泉南作業所及び泉南デイホームの重度加算につきましては、運営事業所とも十分協議を重ね、昨年45%から35%へ変更していただくなど事業所側にもより合理的かつ効率的な運営を求める中で、安定的運営に努めていただいているところでございます。

また、本年度につきましても、近隣市町の重度加算率の状況等を踏まえながら、引き続き協議しているところでございますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

続きまして、樽井第二老人集会場の位置づけについてでございますが、樽井第二老人集会場につきましては、平成14年度からの事業でございまして、造成に伴う実施設計や建築に伴う基本設計、土地調査・確定測量、文化財発掘調査等を行ってまいりました。

さらに、平成15年度におきましては、実施設計や基本設計の見直しを行い、平成16年度におきまして造成工事、建物の実施設計を、また平成17年度には建物の工事を予定しているところでございます。

議員御指摘の集会場におけます建設後の位置づけにつきましては、老人集会場としての観点から、老人集会場設置並びに管理条例に位置づけさしていただき、維持管理につきましては本市で行い、日常の運営管理につきましては区にお願いすることで予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（堀口武視君） 市道議員。

7番（市道浩高君） 自席より再質問させていただきます。

財政の方ですけれども、先ほども部長の方が言われておったんですけれども、三位一体が始まるとこの先が苦しいですというふうな形でお答えをいただいたと思うんですけれども、この先三位一体の中、交付税とか補助金が削減される中、16年度以降の決算の見通しに財政が出されたローリング案というのがあるんですけれども、それに対する影響があるのか、お聞かせください。

議長（堀口武視君） 大前財務部長。

財務部長（大前輝俊君） 財政健全化計画をつくって2回目、昨年ローリング案をつくったわけなんです、その時点では三位一体の改革というのはまだはっきりあらわれてませんでしたので、実際16年度で我々試算しております範囲では、8億円以上の影響額があるのではないかと考えております。

したがって、16年度予算につきましては、基金の取り崩しや繰り替え運用などさまざまな方法を使いまして予算編成いたしました、基金の残高が少なくなってきたということで、今後は基金を活用した予算の編成というのはちょっと困難になってくるのではないかと考えております。

それで、今回またローリング案ということで、他市の例も参考にしながら具体的な方策について今後検討して、またローリング案を策定いたしまして、財政の健全化に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（堀口武視君） 市道議員。

7番（市道浩高君） 本当に頑張ってやっていただいているようで、この先もよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、今度教育の方へ移らしていただきたいと思いますが、教育の方で、今、教育審議会というのが泉南市の方で行われておりますけれども、それと違うといいますが、法定協議会、この中でもたしか教育のことが話し合われておると思うんですけれども、その2本立てで今やっというところについて、どういうふうなお気持ちで考えておられるのか。

議長（堀口武視君） 飯田教育指導部長。

教育指導部長（飯田 実君） 教育審議会におきましては、泉南市の教育課題に対しまして、就学前教育につきまして、また2つ目は学校教育につきまして、また3つ目は地域家庭教育につきまして、それぞれ審議会におきましても専門部会において審議していただいております。

法定協議会の方におきましては、各市町の教育委員会が集まりまして、合併後の学校教育、社会教育について話し合っております。中身につきましては、保育料や手数料、使用料等具体的な合併時における説明会におきまして市民に説明できるものにつきまして審議しております。

ただ、学校教育部会で話し合われていることにつきましては、各市の教育課題につきましては、各市町で合併時までできる問題については、それぞれ各市町の教育行政で解決していくと。また、その時点で解決できないものについては、新市において引き続き検討していくということになっております。

以上です。

議長（堀口武視君） 市道議員。

7番（市道浩高君） 一通りきれいな答弁をいただいたと思うんですけれども、ただ各市のときは各市の考え方を法定協議会ですか、その中でもやっというふうなお答え、審議会の中では市自身の中でしか考えないんだということ。

私からしてみますと、うちの娘が小学校1年生のところから教育委員会には言うてたんですけれども、阪南市の朝日小学校ですか、そのほん近くなんですよね、住宅としては、もうそこなんです。チャイム鳴って走っても行けるかというようなことなんです。それが区域内で泉南市だから歩いて30分かかる雄信小学校へ行く。泉南市に住

んでるんやからそれは当然やろ。

私自身がこういう仕事もしている関係上、子供にもしんどいわ、何やかんや言うてでもじきになれるから、友達もいっぱいできていくし、そんなこと言わんと、というふうな形を言うてやってきたんですけれども、今広域でやっておられることになってくると、そうじゃなしに、国はもっとほかのことを進めていってますよね。統廃合とかいう形のものを進めてると思うんですけれども、その辺のところは、じゃ法定協議会の中では話し合えないのか。

議長（堀口武視君） 飯田教育指導部長。

教育指導部長（飯田 実君） 今、議員の方から身近な例を出していただきまして、例えば阪南市の朝日小学校が近くにあると。こういったことにつきましても話し合っております。合併時におきましては、市町境、行政区域付近のそこに住む人たちについては、校区については弾力的な運用を考えていこうと、そういうことで話し合っております。

それから、今御指摘の統廃合等につきましては、幼稚園の統廃合等、それを進めている市が現実にございますし、泉佐野市におきましては、もう既に4園に統廃合しております。そういったことにつきましても、先ほど具体的なことは申さなかったんですが、各市町等で統廃合等の問題につきましても、具体的に進めている市町があれば、それについてはそれを合併時までに取り組みるところまで取り組んでいくと、こういう申し合わせをしております。

議長（堀口武視君） 市道議員。

7番（市道浩高君） 何で聞かんとなしゃべってくれへんのですか。そうでしょう。今、そのことを聞いたからしゃべりませんでしたけどもという形で答弁なされた。私、耳悪なかったらそういうふう聞いてると。ほかに別にありませんか、そういうことは。

議長（堀口武視君） 梶本教育長。

教育長（梶本邦光君） ただいまの市道議員の御質問でございますけれども、なぜ聞かないと報告しないのかということでございますけれども、これまで先ほど飯田部長の方からも御報告をさ

していただきましたとおり、法定合併協の中でも教育部会の検討の内容につきましては詳細に報告をしているということでございますので、御了解をいただきたいと思います。

議長（堀口武視君） 市道議員。

7番（市道浩高君） 親御さんは子供さんを預けて、先生信じて、その先生が信じておられる教育委員会を信じておられるわけですから、もっとちゃんとした対応をしていただきたい。この先よろしくお願ひしたい。

それでは、すいませんけれども、福祉の樽井の第二老人集会場の方に時間もあれなんで移らしていただきます。

答弁の方で、泉南市の老人集会場条例にのっとりやるというふうな答弁をいただいたと思うんですけれども、さっきもたしか私、質問のときに読ませていただいたと思うんですけど、あそこは樽井の財産区がお金を出して、自分らといいますか、建てよと。地元区長との話し合いはそれでいいのかどうなのか、部長、その辺はどうなってるんですか。

議長（堀口武視君） 楠本健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（楠本 勇君） 樽井の第二老人集会場の件でございますが、先ほど御答弁しましたように、建設されましたら、いわゆる集会場の設置条例、これに位置づけさせていただきますまして、集会場として管理していくという予定にさせていただきます。

御承知のとおり第二老人集会場につきましては、樽井財産区の方の御協力をいただきまして、一般会計に繰り入れた中で事業をやっていくということとさせていただきます。14年度からスタートしておりますが、17年度の建設オープンに向けまして、現在もそうでございますが、関係者、いわゆる財産区あるいは水利組合、地元樽井区と協議しながら、うまく事業が進捗するよう我々万全を期して事業を推進しておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（堀口武視君） 市道議員。

7番（市道浩高君） 老人集会場条例にのっとりということですね。無料で何でもだれでも樽井の方が言うてくれたら貸すということですか。私そ

ういうふうに聞いているんですけども、樽井第二老人集会場ですから、樽井の方が言うてくれたら貸す。今、樽井という地名、かなり延びてますね。構へんのですね。そこを借りに行っても貸してくださるわけですな、無償で。樽井ですね。樽井ですよ、九丁目。樽井ですよ。ええんですね。答弁、すいません。

議長（堀口武視君） 楠本健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（楠本 勇君） 施設そのものが老人福祉を目的とした施設でございます。御指摘の点は、利用者の範囲ということかと思いますが、当然中心は樽井区の方でいろいろと老人福祉のために使われると。ただし、利用に関しては、内容いかんによっては樽井区以外、あるいは公共的団体とかいろいろありますが、樽井区に限ってすべて利用されるということではございませんので、なじめば当然利用もできますので、よろしく申し上げます。

議長（堀口武視君） 市道議員。

7番（市道浩高君） 今、樽井区、樽井区と言われてるんですけども、一応樽井という名前がついたら樽井区ではないんですか、違うんですか。樽井では 樽井なんですか。区ではないんですか。それをさっきから言うてる。

要するに無償でお貸しするということになります。これから、全部の老人集会場がそういうふうな形になっていく。全部補修、修繕、改善も市の方でやってくださると。たしかこういうふうになっていくはずであると思うんですけども、その辺についてもあわせてお聞かせください。

議長（堀口武視君） 楠本健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（楠本 勇君） 現在のところ、名称については仮称樽井老人集会場となっております。ただ、資金についてはそういう財産区の方から御協力いただいております関係上、樽井区の方とも十分協議した中で今現在、事業を推進しております。だから、あくまでも老人集会場でございますので、いわゆる老人福祉という目的がございますので、それに沿って利用の内容がなじみましたならば、当然樽井区とか樽井とかいうことではなくて利用していただけるということになります。

それと、建設後のいわゆる管理の面でございますが、運営管理につきましては、先ほども申し上げましたように区の方をお願いしながら、御指摘の補修の維持管理につきましては、修理等が発生しましたならば、市の方で基本的には当然改修していくという姿勢で臨みたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（堀口武視君） 市道議員。

7番（市道浩高君） 先ほどから一番聞きたかった言葉が、樽井区と相談しまして、このことなんです。ですから、この老人集会場の位置づけ、本当に市の老人集会場としての位置づけはいいのかどうなのかということ。私、最初からたしか区の方とお話ししてますかということをお伺いしてると思うんですけども、そういうふう聞こえていませんでしたでしょうか。そのことに対して。

議長（堀口武視君） 楠本健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（楠本 勇君） 樽井第二老人集会場でございますので、樽井区とは十分協議しながら事業を進めておりますし、また管理につきましても、17年度には建物の整備ということでオープンに向けて、当然まだまだ協議していかなければならない点もございますが、十分今後とも地元区と協議してまいりたい、このように思います。

議長（堀口武視君） 市道議員。

7番（市道浩高君） 今後とも十分に地元と協議いただいて、上手な運営をしていけるように努力していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

議長（堀口武視君） 以上で市道議員の質問を終結いたします。

お諮りいたします。本日の日程は全部終了いたしておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明22日午前10時から本会議を継続開議いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（堀口武視君） 御異議なしと認めます。よって本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明22日午前10時から本会議を継続開議することに決しました。

本日はこれをもって延会といたします。

午後5時33分 延会

(了)

署名議員

大阪府泉南市議会議長 堀口武視

大阪府泉南市議会議員 東重弘

大阪府泉南市議会議員 市道浩高